

## 平成16年9月6日(月曜日)第3回定例会

## 出席議員(20名)

1番	佐竹敬一	議員	2番	佐藤毅	議員
3番	鴨田俊	議員	4番	煤津博士	議員
6番	松田孝	議員	7番	猪倉謙太郎	議員
8番	石川忠義	議員	9番	鈴木賢也	議員
10番	荒木春吉	議員	11番	柏倉信一	議員
12番	高橋勝文	議員	13番	伊藤忠男	議員
14番	高橋秀治	議員	15番	松田伸一	議員
16番	佐藤暘子	議員	17番	川越孝男	議員
18番	内藤明	議員	19番	那須稔	議員
20番	遠藤聖作	議員	21番	新宮征一	議員

## 欠席議員(なし)

## 説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	荒木恒助	役
安孫子勝一	収入役	大泉慎一	教育委員長
	選挙管理委員会		
奥山幸助	委員長	武田浩	農業委員会会長
芳賀友幸	庶務課長	鹿間康	企画調整課長
秋場元	財政課長	宇野健雄	税務課長
斎藤健一	市民課長	有川洋一	生活環境課長
浦山邦憲	土木課長	柏倉隆夫	都市計画課長
	花・緑・せせらぎ		
犬飼一好	推進課長	佐藤昭	下水道課長
木村正之	農林課長	兼子善男	商工観光課長
尾形清一	地域振興課長	石川忠則	健康福祉課長
真木憲一	会計課長	安彦守	水道事業所長
那須義行	病院事務長	大谷昭男	教育長
熊谷英昭	管理課長	菊地宏哉	学校教育課長
鈴木英雄	社会教育課長	石山忠	社会体育課長
	選挙管理委員会		
三瓶正博	事務局長	安孫子雅美	監査委員
	監査委員		農業委員会
布施崇一	事務局長	小松仁一	事務局長

## 事務局職員出席者

片桐久志	事務局長	安食俊博	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	調査係長

平成16年9月第3回定例会

議事日程第3号

第3回定例会

平成16年9月6日(月)

午前9時30分開議

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

## 一般質問通告書

平成16年9月6日(月)

(第3回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
7	行財政改革について	行財政改革の一環として (イ) 高齢者の健康づくりについて (ロ) 医療費、介護費が増加している折、予防課の新設について	13番 伊藤 忠 男	市 長
8	空き家対策について	一戸建ての空き家が増加している。防犯面からも安心して生活できる対策が必要と思うが (イ) どの程度あるのか (ロ) 有効利用について (ハ) 廃屋同然の空き家対策について	3番 鴨 田 俊 ・	市 長
9	観光振興について	外国人観光客の誘致について (イ) 本市に来訪する外国人観光客はどれほどか (ロ) 誘致についてどのような対策をとっているか		市 長
10	介護保険制度について	制度見直しに対する市長の考え方について	16番 佐藤 暘 子	市 長
11	安全安心の学校給食について	寒河江市における介護保険の現状と課題について 地産地消と学校給食について アレルギー対策について 安全な食器について		市長・教育委員 教育委員長
12	寒河江市振興計画について	第4次振興計画の到達見通しと第5次振興計画の策定方策について	17番 川 越 孝 男	市 長

再　　　　　開　　　　　午前9時30分

佐竹敬一議長　おはようございます。

　　ただいまから本会議を再開いたします。

　　本日の欠席通告議員はありません。

　　出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

　　本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

一 般 質 問

佐竹敬一議長 日程第1、9月3日に引き続き一般質問を行います。

## 伊藤忠男議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号7番について、13番伊藤忠男議員。

〔13番 伊藤忠男議員 登壇〕

伊藤忠男議員 おはようございます。

私は、緑政会の一人として、また質問、懇談に見えられた多くの市民を代表して、通告番号7番、行財政改革の一環として、一つ、高齢者の健康づくりについて、二つ、医療費、介護費が増加している折、予防課の新設について、御提言、御質問を申しあげ、市長の御見解をお伺いいたします。

国と地方財政の三位一体改革の初年度となった2004年度政府予算で、地方の命綱である地方交付税、財源不足を補う財源対策債が合わせて前年度に比べ、一挙に12%、2兆9,000億円が削減され、国の補助金は1兆円削減したが、税源移譲は6,500億円にとどまり、国の負担転嫁が目立ち、地方財政の危機的状況は一層深まり、県や県内市町村も財源を補うため、財政調整基金などの取り崩し、事業縮減、経費節減を図り、苦労に苦労を重ねた今年度の予算編成であり、当市もまた同じであります。2005年度も、同じように削減されたら一体どうなるんだとの市民の素直な質問を受け、困っているところであります。

1市2町の合併の必要性について、財源問題を強く主張してきた私だけに、なおさら質問を受けているんだなと思っていたところでしたが、総務省は2005年の予算の概算要求で借入金等で調整して、16兆9,000億円の交付金で、昨年と同額としたい方向であるが、財務省は過去3年間の改革ベースの持続を図るとして、15兆7,000億円とするの方針のこと。このことより、2004年度と同様に削減されると推測されるところであります。全国の交付金を受けている県、市町村が一体となって運動しており、昨年ほどには削減されないのではないかと、自分の本心とは別に一部の市民の皆様へ答えてしまったことに強く反省しているところであります。

去る8月19日、全員協議会で説明を受けた行財政改革で、地方交付税と補助金に依存する行財政運営から脱却し、まさに自己決定、自己責任における行財政運営が求められているとの基本方針が示されております。策定に当たり、これからの自治体運営は財政的視点がより重要となるの方針は、民間の企業経営的発想であり、10年前からの私の持論でもあります。まさに、そういう時代が来たのだと思っているところであります。民間の我々でしたら、損益が最重要であり、収入と支出のバランスを判断し、即人員整理、賃金カットであります。自治体ではそれはできないことは理解しているところであります。

しかし、今回の行財政改革基本方針が大変力強く思っていることは、行政の政策文書等は何々「します」ですが、今回は「する」と言明しており、心強く思っており期待しているところであります。お願いしたバランスシートも作成していただき感謝しているところですが、バランスシートは経営者、すなわち最高執行者の手腕、人間性、基本理念の凝結されたものであるとよく言われております。当市のバランスシートの資産、負債、純資産とのバランスを見て、佐藤市長の基本理念は、市民にいかにして利益還元を図るか。それも行動は胆略であり、短期的還元、超長期的還元を図るかの政策重視であったと判断され、高い行政手腕に敬意を表する一人であります。

チェリーランド、日本一のさくらんぼの里の確立政策、駅前再開発であり、長期展望に立ったチェリークア・パーク、今後の当市を考えると、基礎になるものばかりだけであります。一方、当市を損益計算書上で見ると、高齢社会でやむを得ないとは理解していても、問題は福祉関係、医療費・介護費関係であります。介護保険制度が始まり、4年目に入ったが、サービス給付費が予想以上に膨らみ、保険料値上げ、一方、医療費も2003年度約30兆8,000億円、前年比2.1%増と発表されております。イタチごっこの始まりであります。

今静かに寒河江市の実態、将来を考えると、1市2町の合併協議会解散、議員としてもっとやるべき

ことがあったのではないかと反省しているところでもあります。国策として打ち出された合併推進、その理由は、その背景はどうだったのだろうか。国策は、国の財政は変わったのだろうか。

国と地方の債務 1,000兆円弱、国民 1 人当たり負債 800万円、政府債務比率、いわゆる GDP 比、10年前はイギリス、ドイツ、フランスより多少高かったが、79だったのが、今では 169で、イギリス、ドイツ、フランスより約 3 倍弱になっております。先進 7 カ国で一番悪いと言われているイタリアの 1.4倍であります。ことし11月より20年ぶりに新しいデザインの日本銀行券、千円、五千円、一万円が発行されます。この時期、旧紙幣との交換停止とか、預金封鎖といった敗戦直後のような荒療治が行われるのではないかとこのうわさがなされている今日であります。

第 2 次大戦中の巨額な戦時国債の累増で、敗戦直後の政府債務比率は 200を超えての荒療治であったが、現在 169であり、うわさの出るのも一理かなと思っているところでもあります。そのための財政健全化を図るプライマリーバランス政策であり、そのための三位一体改革であり、全く変わっていないし、変えることができない状況だと理解しております。変わらない、変えられない国の政策の中で寒河江市はどうあるべきなのでしょう。今日日本の財政が敗戦直後の荒療治のうわさが立つほどの借金財政で、地方自治体はなおさらのことです。この過去に類のない行政運営の困難時期を乗り越えられるのは、行政手腕の高い、経験豊富な佐藤誠六市長以外にいないと思っておりましたが、先日 3 日の立候補の意思表明確認を得て安心しているところでもあります。

私、全く個人の考えであります。2004年度に引き続き2005年も交付金、補助金が削減されるとすれば、2005年の予算編成時より各自治体の考え方が大きく変わり、合併問題が検討課題になると思っております。そのときは 1 市 4 町であり、それこそまとめ上げられるのは佐藤誠六市長以外にいないと思っております。市長の表明に心から喜んで一人であります。その折は、議員としても協議会の経験を糧にして大いに行動したいものだと思っております。必要な経費、費用は必要であります。しかし、経費、費用の増加を防ぐ、縮小できる政策があれば、実行すべきと思うところあります。なぜなら、今回の行財政改革の中で一番求められているのは、この非常事態を好機ととらえ、財政的視点でいかにすべきかの発想の転換だと思っております。

人々の健康水準を上げ、医療費や介護費を削減して、国、自治体の財政改善を図れないかと、人口 1 万 1,000人、高齢化率22%の村で高齢者を対象に実験を行い、特に大腰筋の強化を図り、2年間で参加した人としらない人の平均比較で、70歳の人で体力年齢で10歳若くなり、大腰筋では 4.7倍強化され、皮下脂肪で67%ダウンとすばらしい結果であります。それよりも驚くべき結果は、参加者、非参加者、2年間の 1 人当たり支払い医療費、非参加者 9 万 5,614円、参加者 2 万 3,449円、7 万 2,165円の大幅な削減であり、削減率75.5%であります。

この比率を当市の医療費にして計算したらどうなるのだろうか。当市の15年度75歳以上の老人保健医療諸費見込み額だけで試算しますと、支払い見込み額37億 632万 3,000円、75歳以上の被保険者 7,346人。1 人あたりにしますと、50万 4,536円あります。実験比率で支払い見込み額37億 632万 3,000円を計算しますと、削減率75.5%、削減額は何と27億 9,827万 4,000円であり、1 人当たり38万 925円削減できることとなります。1 人50万 4,536円を払うところ、実際に支払うのは12万 3,611円で済むことになり、全体の支払い見込み額37億 632万 3,000円に対し、実際に支払う額は9億 804万 9,000円あります。

この実験を担当した方は筑波大学の教授であります。早稲田大学では転ばぬ先の筋トレ、筋肉トレーニングという意味です。東北大学では要介護、痴呆介護予防、青森県では海水の浮力は真水の約 1.2倍を活用、歩くプール、タラソセラピー等を実行してすばらしい実績を上げております。私の持論であります予防の時代であり、視点の変化の時代だと思っております。高齢者健康づくりで的確に表現して人気のある歌があります。「みんなで延ばそう健康寿命、使えばなくなるお金の貯金、使ったためよう筋肉貯筋、老後に備えて貯金と貯筋」、この歌は筋力トレーニングの必要性を表現したもので、年齢に関係なく



筋力は増加できることであり、転倒防止、寝たきり防止であります。

人間が歩くのに必要な太ももの筋肉の量は20代は体重1キログラムあたり25グラム、ところが40から45歳以降は毎年1%ずつ落ちていく。10グラムを下回ると自分の体重を支え切れない。10グラムが寝たきりになるかどうかの境目だと言われております。運動は簡単で年齢により速さが変わりますが、いすにかけたり、立ったり、10回繰り返すだけであります。

平成15年3月に作成された「健康さがえ21、老人保健福祉計画、第2期介護保険事業計画書」を拝見しますと、非の打ちどころのないすばらしいものであります。しかし、我々民間人から見ると、視点が全く違うなと思うところがあります。我々は収入と費用のバランスが先であります。費用の削減対策を考えることこそ財政的視点であると思うところがあります。

今当市の職員も随分変わったなと感心しております。職員みずから外に出て働いております。聞きますと、市民からお願いされたことが予算がないものですからの返事であります。市民の要望など回答も実行も大変早いとの風評をよく耳にしております。大変喜ばしいことだと思っております。市民は即決、すぐやる課的行政を求めているし、時代だと思っているところがあります。私は、当市の方針がはっきりしてわかりやすい花・緑・せせらぎ推進課設置はすばらしいことだと感心しております。

私の申しあげたいことは、今回の行財政改革の全体検討の中に組み入れる一助になればと思うと同時に、実行の折は、人事問題でまことに恐縮ですが、若い人中心で女性の方だけのチームをつくり、活用を図るか否かが成否のかぎのように思うところがあります。高齢者の健康づくり、医療費・介護費の増加している折、予防課の新設と実行を御提言申しあげ、市長の御見解をお伺いいたします。第1問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

お答えする前に、議員の広い視野と長期的な観点に立って地方自治体全般、そしてまた本市の将来について分析、あるいは憂えてくださることに対しまして心から敬意を払いたいと、このように思っておりますし、また感謝申し上げたいと思います。

それで、高齢者の健康づくり等々についての御質問に答弁申し上げます。

平成15年3月に策定した「健康さがえ21」において、その基本方針に疾病予防である1次予防に重点を置いた健康づくりの推進というものをうたい、その施策の一つに身体活動・運動を掲げておるところでございます。現在、高齢者の健康づくり事業といたしましては、高齢者を対象にした筋力アップ教室、生涯学習まちづくり出前講座や地域の高齢者教室などで、ダンベル体操や軽運動などの健康体操と講話を行う老人クラブ等健康教室、在宅介護支援センターに委託して行う転倒予防教室などを実施しているところでございます。

筋力アップ教室でございますけれども、昨年はハートフルセンターと西部地区公民館の2カ所で実施いたしました。その内容というものはゴムやイスなど身近なものを活用した簡単な運動メニューで実施したところでございます。教室の参加者が20名弱とまだ少なく、医療費等の軽減につながったかどうかの評価はできないところでございますが、その後の調査では参加者全員が教室終了後も自宅で運動を継続しており、また体を動かすと気持ちがよいとか、外出する機会がふえたなどのよい評価をいただいております。

また、老人クラブ等の健康教室は、延べ8地区で実施いたしました。延べ319人が参加しております。転倒予防教室は、「いずみ」や「長生園」など、四つの在宅介護支援センターに委託しまして、1会場20数名の参加となっております。そのほか、高齢者ふれあいサロン事業におきましても、延べ11地区258名の方を対象に健康体操などを実施したところでございます。このような高齢者の健康づくり事業は、市の保健師4名が健康運動指導士や健康運動実践指導者の資格を取得し、実施しております。

本市における要介護認定者総数は、平成12年と平成15年の対比で142%と増加しており、高齢化の進展とともに介護保険給付費は今後ますます増加していくものと思っております。また、国民健康保険の保険給付費も年々増加しており、この傾向は今後も続くと思われ、医療と介護に要する経費をいかに抑えるかが、これからの行財政運営の大きな課題になると思っております。このことから行財政改革の視点からすれば、福祉・保健・医療関係の事業については、給付から予防へと視点を変えて、重点的に実施すべき事業を選択していかねばならないと考えているところでございます。

さらに、高齢者の健康づくりが一過性のものでなく、自宅で日常的に取り組むなど、市全体の広範な取り組みとなるよう進めていかねばならないと思っております。そのため、行財政改革大綱の策定に際しては、これらの事業については例えば公民館事業とのさらなる連携を図り、地域と一体となって事業展開を図ることや、生涯スポーツ振興事業としての事業展開など、現在の課の枠を越えた中での事業展開を行うなどの方策によりまして、市全体の広範な取り組みとなるよう検討してまいりたいと考えております。

次に、今申しあげたようなことから、医療費や介護費を削減するため、高齢者の健康づくり事業を実施するという意味での予防課の新設という御提言がありました。

行財政改革推進の観点からも健康づくり事業については、市全体で広範な取り組みとなるよう進めなければならぬと思っております。言うまでもなく、行財政改革は効率的な行財政運営のみならず、より高い住民サービスができるような改革も必要でございます。山形県の人口と世帯数によれば、これは推計でありますけれども、本市の老齢人口65歳以上であります。平成11年から平成15年まで毎年

平均2.16%増加しております。平成15年の高齢人口は1万420人との数値となっており、増加傾向にあります。

健康づくり事業等は、現在健康福祉課の健康推進係で対応しているわけではございますが、現状に照らして、これをより推進していくというためには、その実施のあり方についても検討する必要があります。そういうことから、行財政改革大綱の策定に当たりまして、その重点項目といたしまして、組織機構の見直しを掲げており、事務事業の見直しを行った上で、課の統合や新設についても検討していくこととしておりますので、予防課の新設についても事業の内容や量を踏まえた中で検討していくことになるかと考えております。以上です。

佐竹敬一議長 伊藤忠男議員。

伊藤忠男議員 御回答ありがとうございました。私の趣旨するところが検討なされるようですので、大変ありがたいと思っています。

ちょっと皆さんに参考のために申しあげておきますので、メモしてみてください。特に、市長にお願いしておきますので、市長、ひとつメモをお願いしたいと思います。

先ほど申しあげた大腰筋、いわゆる腰の裏側にある筋肉なんですが、これが弱ると転んだりなんかするという事なんですが、ではどの程度のものがその判断資料なのかというふうに申しあげますと、いすに座って10回立ったり座ったりするだけです。その速さが制限あります。ちょっと申しあげますと、30代の方は10秒以上かかったら大腰筋が弱っていますよと。40代は11秒、50代は13秒、ここまでは男女同じです。60代になりますと、女性の方は17秒以上かかれば弱っている。男性は14秒以上かかると弱っている。70代の方、女性が21秒、男性が18秒です。

ですから、自分はどの程度になっているのかなということで参考にしていただきまして、例えば私がしたら14秒以内にできるかということで、私は実験しましたら13秒ぐらいでしたので、1秒ぐらいまだ余裕があるのかなと思っております。特に、市長は今市長室にあるいすではちょっとだめなので、新しいいす、直角のいすを買ってひとつ毎日していただいて、大切な体ですから、ひとつその辺もよろしくお願いしたいものだなというふうに思っています。

今日本の中で、「健康さがえ21」にも書いてありましたが、健康寿命というのが非常に日本にも入ってきたというようなことで、この意味を私も知らなかったんですが、調べてみたら、人生のいわゆる終末期まで、自分の身の回りのものは自分でできるというのが健康寿命の定義だそうで、私からしますと、やればできるんでしょうけれども、したことがないものですから、家事なんかは、私は入らないのかなと思って反省しているところです。

厚生省でも、いわゆるこの関係を今の国全体の中での要介護を防ぐ方法、あるいは医療費を防ぐにはこれしかないということで、早稲田大学とか、東北大学とか、そこにいわゆる金銭的な補助支援をして、今実験段階であって、東北大学ではことしいっぱいでそのデータが出る。それが非常に、筑波大でやった75.5%までいかないけれども、大体50%ぐらいの医療費のカット、あるいは転倒防止などは1年でできているというような話ですので、ことしいっぱいになれば、そういうデータが出てくるのかなと、とらえております。

そんなことで、私のさっき最後に申しあげておった、市長も新設をどうするか考えるとおっしゃっていましたが、私はやっぱり外に出て行って、そういう実際に行う課があれば本当の効果が出てくるのではないかなと。いわゆる日本でもやろうとしているのは、今寒河江市でもやっている、あるいは20人集めてやるというものではなくて、これを寒河江市全体に、全体に広げるにはどうするか。それにはそういうデータが必要だと。そのデータが出たらそういうことを進めていこうというふうな基本的な考えであるようですので、寒河江市でも確かにやっているのはわかっているんですが、それが単発的ないわゆる寒河江市全体に対する動きをするには、そういう課が必要なのではないかなという私の発想であります。

寒河江市にもいろいろなパーク、公園がたくさんあります。そのいすを見ますと、背もたれができるような、高級ないすになっているのかどうかわかりませんが、そういういすが置いてあります。それよりもむしろみんながそこに散策したときに行って、そこで10回ぐらい立ったり座ったりできないようないわゆる背もたれが斜めになっていない真四角のものの方が、そこに「健康づくりいす」というような名前でもつけて、それを全市的に広げていただければ、いすは幾らもかからないと思いますので、その辺も配慮した、パークづくりの場合のいすなども考えていただければ大変ありがたいなというふうに思っています。

いずれにしても、これからの問題だと思いますので、行財政改革の中で検討の一つに加えていただければ幸いとするものでありますので、ひとつよろしく御要望申しあげまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 メモしておきました。足腰を強くすることは、私にとりましても、議員の皆さんにとりましても、これは大切なことですので、後ほど十分検査してみたいなと、このように思っております。

それから、市民の健康づくりと、これは当然大きな課題でございまして、それが行財政運営というものにかかわるということはこれは当然介護保険とか、国民健康保険とか、みんなつながってきておりますので、先ほど申しあげましたように、市民が安心して、そして楽しく過ごされるような健康づくりということには今までの課もいろいろやっておるわけですが、それらの業務状況というものを全部洗い出しまして、そして関連するようなものはまとめるとか、そうして市民にわかりやすいようなものにしていきたいと、このように思っております。

これは、何も健康づくりだけではありませんけれども、すべてについてそのような組織体制、業務運営というものに持っていかなければならないなと、このように思っております。

## 鴨田俊・議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号8番、9番について、  
3番鴨田俊・議員。

〔3番 鴨田俊・議員 登壇〕

鴨田俊・議員 おはようございます。

私は、緑政会の一員として、またこの問題に関心のある市民の皆様の御意見や御提言をもとにしまして、通告番号に従い、順次質問をいたします。市長の率直なる答弁を期待するものであります。

通告番号8番、空き家対策についてであります。まちは、本市もそうではありますが、日々さまざまな場面で少しずつ変化しております。変化には目に見える部分と見えにくい部分があります。道路や建物ができ、町並みが整備され、人の流れが変わることなどは目に見える変化であります。一方、目に見えにくい変化とは転居など社会移動などがあります。

具体的に申せば、市の周辺部にはチェリーランドや最上川ふるさと総合公園ができ、中心部では駅前開発に伴う市街地の整備等々が目に見える変化だと思えます。一方、目に見えにくい変化には社会移動があると、こう申しました。市の人口はここ数年10人から20人程度の変化であります。が、社会移動、すなわち転入者、転出者はそれぞれ1,200人台から1,300人台で推移しております。このことから考えますと、市の住民は毎年3%から4%程度の入れかえがあるものと思えます。これらのことは活力のある寒河江市と私にはこう映っているものでございます。

ところで、まちは生きていますと、こう表現されることがあります。本市はまさに生きているまちと表現できるものと、こう思っております。活発に活動している本市などは、また新陳代謝が早いまちと言えるのではないだろうかと思えます。空き家の発生はこの新陳代謝の一つの結果だと、このようにも言えるところでございます。ただし、空き家の発生はこのほかに少子高齢化の波や核家族化の波もこう影響しているものと、あわせて考えております。

以上のような、種々の社会的理由によってこのような空き家が発生し、そして増加してきているものと考えております。申しおくれましたが、空き家とは過去にそこに人が住み、家族が住み、生活を営んでおりましたが、何らかの理由で放置され、または放棄された一戸建ての家のことです。そして、この空き家となった直接的理由と申せば、世帯主の転勤、利便性を求めている移転、後継者の途絶等の理由が、そのいずれかが大半ではなかろうかと、このように思っております。

私の住む高松地区内でも、これまで述べてきたような理由などによって次第に空き家がふえてきております。空き家の数が少ないうち、また犯罪が少なくて気にならないうちは、このような空き家は住民の関心も余り引かなかったわけですが、ここに来て全国的な犯罪の増加が伝えられ、特に地方の犯罪も目立つようになった今日、どうしてもこの空き家が気になる存在になってきたわけでございます。

地区住民によりますと、犯罪にこれを利用されるのではないかと、そのような心配事があるということでございます。そして、一部の空き家は20年、30年と放っておかれたために、荒れ果てて廃屋同然になった家も目にします。このようになった家は付近の景観上にも問題があります。また、自然災害等で付近に迷惑が及ぶ原因になることも考えられます。

以上の理由において、これら空き家の周辺住民の安全安心、ひいては市全体の安全安心の確保のために、市は何らかの対策をとるべきと思ひ、以下の質問をするものであります。

第1点として、このような一戸建ての空き家が現在市全体で何軒あるのか。その現状をお知らせいただきたいと思ひます。

第2点として、空き家に対して今後ともどのような考えで対処しようと思ひているのか伺ひます。例えば、地理的に、また場所的に有利なところであれば、当然所有者との相談の上であります。有効利用が図られるのではないかとと思ひますが、いかがでしょうか。

第3点としましては、廃屋同然となった空き家の対策であります。特に、住宅地の中にある場合、早急な対策が必要と思うが、どうでしょうか。

以上、3点について伺います。

次に、通告番号9番、観光振興についてであります。特に、外国人観光客の誘致についての質問であります。

我が国は四季折々の自然景観、伝統文化など豊富な観光資源に恵まれております。観光立国は国の重要な政策の一つとなっております。そして、山形県も観光重視の政策を掲げております。本市も市長を初めとし、各方面の方々が観光に関する事業、産業を市の重点事業、産業として推進しているところであります。本市は、春のつづじ祭りから、夏のさくらんぼ観光、花咲かフェア、そして秋のみこし祭りなど、1年を通して観光に関する情報を発信しております。これらのことは、県の内外から高く評価をいただいているところであります。

改めて申し上げますが、観光は経済に刺激を与え、教育を充実し、国民の国際性を高め、国の将来、地域の未来を切り開く有力な手段であります。そして、この観光は旅行、宿泊、輸送、飲食、土産品産業等、極めてすそ野が広く、雇用吸収が非常に高いと指摘されている産業であります。また、経済的効果が素早くあらわれる産業でもあります。観光の振興は、現在なかなか明るくならない地方の経済にとってその活性化のかぎを握るものと期待されているものであります。

さて、県内の観光の現状を見ますと、おおむね横ばいとなっております。本市の現状はどうでしょうか。夏場では花咲かフェア等で伸びてはいますが、通年では県全体と同じく横ばい状態ではないだろうかと、こう思っております。例えば、市の観光協会の調査ではチェリーランドの入場者数は平成13年、平成14年ではおのおの150万人でしたが、平成15年では130万人となっております。

今日、日本全国各自治体では観光客の熾烈な誘致合戦を行っているものと、こう思っております。このような中で、この合戦を勝ち抜くために、もう一つ新たな戦略が必要かと思っているわけであります。昨年7月、政府は観光を地域経済の起爆剤にと、訪日外国人旅行者を平成22年までの6年間で倍増するという計画を打ち出しました。本市でも県と連携しながら、この政策に同調し、外国人観光客の誘致になお一層の努力を払ってはどうかと、こう思うのであります。

2002年の世界観光機関の統計の報道を見ますと、外国人観光客の受け入れは、日本は世界で32番目、524万人となっております。ちなみに、1位はフランスの7,401万人、2位のスペインでは5,515万人となっております。県の統計では山形県を訪れる外国人の数は、平成15年で2万173名となっております。約2万人であります。日本にきた外国人旅行者の観光客の0.4%未満であります。いささか少ないような気がいたします。本県、本市への観光客数の横ばいという現状を打破し、もう一つの観光戦略としての位置づけで外国人観光客がなお一層訪れるような誘致策を真剣に考えるべきとき、努力すべきときと思うが、いかがでありますでしょうか。

これからは、地方であっても国際性が求められてきます。外国人観光客がよく訪問する、そして訪問される地域づくり、観光地づくりも必要と思っている次第であります。

以上のようなことを踏まえ、次の質問をいたします。

第1点として、本市における外国人の観光客の数はどれほどでしょうか。

第2点として、外国人観光客の誘致策として、これまでどのようなことをやってきたのか。また、これからどのようなことをやっていくつもりなのか伺います。

以上、2点について伺います。

市長の答弁をよろしく願いいたします。第1問といたします。



佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、空き家の問題でございます。

御指摘もあったように、転勤で居住地が変わったり、ひとり暮らしの高齢者が介護保険施設等に入所したことなどによりまして、空き家になっている状況が見受けられることは私も承知しております。空き家の状況を把握しているかということでございますが、市としましては、空き家となっている建物の数や場所等は現在のところ把握しておりません。直接、町会長さんや市民の方から空き家について具体的な相談があった場合などに所有者や管理者の方にその対策をお願いすることになるわけでございますが、その時点で把握している現状でございます。

なお、消防団は地域の火災予防活動の中で、寒河江警察署は交番所、駐在所が実施するところの地域の状況調査の中で情報を得ていると伺っておりますが、情報の提供そのものが得られるのかどうかはわかりませんが、これまでは警察署等からの情報は得ておりません。

空き家に対して、これまでどのような対応をしてきたかということでございますが、空き家といえども個人の財産でございます。市としましては、個人の財産は所有者または管理責任者が善良な管理のもと、維持管理するべきものと思っておりますし、空き家といえども特別な対策は講じてこなかったのが現状でございます。

ただし、今申しあげましたように、町会長や隣接する方、市民の方から火災や防犯上の不安から連絡があった場合には、所有者あるいは管理者を探し、善良な管理をお願いしているところでございます。一方、西村山広域行政事務組合火災予防条例では、空き家の所有者または管理者は当該空き家への侵入の防止、周囲の燃焼のおそれのある物件の除去、その他必要な措置を講じなければならないと規定されております。このことから、建物の所有者または管理者が防犯上や火災予防の面からも管理を徹底すべきものと思っております。

それから、有効利用でございますが、これまで倒産した会社の社屋を地域で購入し、公民館として活用しているケースなどもございますが、空き家を利用するに当たりましては、この建物を何らかの形で利用したいとする方が必要であり、また建物の所有者と利用希望者の双方の考え方が一致しないと、有効利用はなかなか難しいのではないかと考えております。市としましては、所有者から市に依頼があれば別でございますが、進んで積極的に関与できるものではないのではないかなと、こう考えております。

それから、廃屋と化した空き家の対策についてでございますが、廃屋と化した空き家についても所有者に対応していただくことが原則ですので、地域から相談があった場合は近隣居住者等に迷惑のかからないような対応をしていただくよう指導してまいりたいと思っております。

空き家は、近隣住民の方々にとって防犯上や火災予防の点から不安のもとでございます。現在、消防団においては、月2回の巡回活動を行っておりますが、さらに注意して状況の把握に努めてもらうことが必要と考えております。また、警察署に対しましても、これまで以上に空き家などの見回りを実施していただくよう要請することも必要かなと考えております。

次に、観光振興の面。特に、外国人観光客の誘致の問題でございます。

御指摘もございましたように、観光は農業、商工業、運輸・通信業など幅広い産業に影響を及ぼす総合産業でございます。その消費や経済的な波及効果、そして雇用の創出などに大きな経済効果が期待でき、世界的にも観光産業は21世紀の基幹産業の一つになると見られております。外国人観光客についてでございますが、国際観光振興機構というのがあるわけですが、その調べによります

と、平成15年の訪日、日本に訪れた外客数は521万人、うち観光客は305万人となっております。出国する日本人数は1,329万人と、比べますと極めて少ないものとなっております。訪日観光客を国別で見ますと、1位は韓国で92万人、2位は台湾で68万人、以下、アメリカ、香港、オーストラリアと続いているようでございます。

訪日観光客305万人のうち、東北地方へは約4%の12万人が訪れ、さらに山形県を訪れた人は、県の調査によりますと、2万173人でありまして、0.7%弱にとどまっております。国別では台湾が圧倒的に多く、1万4,963人。以下、アメリカ、韓国、中国の順となっております。寒河江市への入り込み数でございますが、約1,000人程度にとどまっているようございまして、かつては韓国、タイ、マレーシアなどからも迎えておりましたが、平成9年にタイから始まったアジアの通貨危機の影響から、それらの国が大きく減少いたしました。現在はやはり圧倒的に台湾からの観光客が多くなっております。観光の内容としましては、果物狩りが主であり、特にリンゴ狩りが人気を博しております。

世界観光機関によりますと、国際観光客数は2020年には16億人、現在の2.3倍へと増加すると予測されております。観光客、旅行者の誘致をめぐる、国際競争が激化しております。しかし、日本の現状ではシェア0.7%で世界33位とアジアの中でもおくれをとっており、同じく山形県への誘客も厳しい状況にございます。

国際観光客の誘致で日本が低迷している理由は、観光経費が高く、言葉の壁と外国に向けたところのPRの不足から情報が足りないことや、受け入れ体制も未熟であるということが大きな要因のようでございます。外国語の表示や案内の少なさは日本の主要な駅では日本人でも迷ってしまうほどございまして、展示施設や店のメニューにも外国語併記は少なく、接客マニュアルも確立されていないのが現状かなと、こう思っております。

このような現状を打破しようと、国は平成8年にウエルカムプランを策定し、平成9年に外客誘致法を施行しまして、平成12年にはさらに新ウエルカムプランを策定しております。具体的には、おおむね10年間で外国人旅行者数を倍増させることを目標にしまして、地方圏への誘導促進のための具体的施策を示しております。

政府は、平成14年6月に経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002を閣議決定いたしまして、これに基づく施策として外国人旅行者の訪日を促進するグローバル戦略を策定し、その一環として国を挙げた訪日促進キャンペーン、ビジット・ジャパン・キャンペーンを展開し、2010年に現在500万人の観光客を1,000万人にしようとの目標を掲げ、小泉首相も施政方針演説の中で海外からの旅行者の増大と、それを通じた地域の活性化を図ってまいりますと言及しております。

山形県では、外国からの観光客誘致には幅広い連携と長期的な戦略が必要でございます。官民一体の組織でありますところの山形県国際観光推進協議会を組織して、誘致推進事業として海外マスコミやエージェントの招請事業や、受け入れ体制の整備事業として外国語観光資料の整備や、受け入れセミナーの開催を行っております。さらに、宮城県との連携で宮城・山形観光推進協議会を組織いたしまして、平成10年から台湾向けの誘客事業を展開するとともに、平成11年8月に栃木県、福島県、宮城県の4県及び関係者で組織した栃木・南東北国際観光テーマ地区推進協議会及び同じく2月に設立された北東北国際観光テーマ地区推進協議会と連携し、外客誘致を促進しております。

本市では、山形県国際観光推進協議会に参画し、これまで台湾訪問ミッション団への参加時援助や、民間主導での具体的コースづくりを通じた訪問PRにも協力してきております。また、マスコミや旅行エージェントの招請事業においては、寒河江市の観光を体験していただく機会を設けており、果物狩りやチェリーラン

ドは好評を博し、現地の全国紙にも大きく取り上げられております。さらに、実際に訪れた観光客団に対しましては、歓迎セレモニーを行うなどの対策も講じてきておるところでございます。

今後につきましても、寒河江の特色ある観光資源であります、さくらんぼや花、そして日本の伝統文化に根差した慈恩寺の仏像群、それから、みこしや、おひな様などについて、安東市やギレスン市との姉妹都市のつながりやトルコ共和国日本大使館との関係などを生かしながら、情報発信や誘客方策について調査研究してまいりたいと思っております。

さらには、来県が多い台湾や大きな伸びが期待される中国などからの誘客につきましては、山形県との連携の中で積極的に進めてまいります。一方、外国語併記のパンフレットや案内看板の整備、ガイドの養成、接客マニュアルの確立などの課題も多いことから、関係者の理解を深めながら、受け入れ体制の整備を進めてまいりたいと思っております。以上です。

佐竹敬一議長 鴨田俊・議員。

鴨田俊・議員 丁寧なる御答弁ありがとうございました。

一戸建ての空き家が、どの程度あるかというふうな質問でしたけれども、特に把握はしていないということで、しかしながら、今後さまざまな問題が出てくるのではないだろうかなと思っておりまして、各関係機関で連携をとりながら、ひとつ把握に努めていただきたいなと、このように思っている次第でございます。空き家の発生は農地の耕作放棄と似たようなところがあるんだろうなと、このように思っております。同じようなことでございますので、ひとつ住民が不安にならないように今後とも注意を払っていただきたいと思いますなと、このように思っているわけでございます。

9月3日の松田 孝議員の質問の中で、ひとり暮らしの老人の世帯は、平成2年では約200戸だと。平成16年では約500戸にふえているような御意見がございました。このような中でも、やっぱり今後さつき市長の答弁の中にもそういうふうな介護の面でもひとり暮らしの老人宅があって、その原因でふえていくというふうな認識もありましたし、本当にこれからはどんどんそういう場所、空き家がふえていくと。同じような問題が方々で出てくるのではないかなと、こう思っております。ひとつ把握だけは努めていっていただきたいと思いますなと、このように思っております。

有効利用の件でございますけれども、やっぱり個人の財産でございますので、公共的にどうのこうのというにはやっぱり差し障りがあるのかなと思っていたところでした。だから、所有者がはっきりわかる場合には御相談の上ということをつけ加えた次第です。

過日、新聞報道であったんですけども、厚生労働省では今度介護予防の拠点ということを考えているそうでございます。全国で3,000カ所を目標に整備すると。来年度の予算にこう要求している、225億円ほどだそうでございます。認められるかどうかちょっとわかりませんが、そのように要求しているということでございます。そして、将来的に介護予防拠点は全国どこでも日常生活圏内に少なくとも1カ所と。例えば、中学校区に1カ所、これだと大体全国に1万カ所になるそうでございます。小学校区に1カ所つくと、2万3,000カ所、このようなことで整備を目指すとしております。

検討に値するような、もしも空き家が出た場合、ひとつ何とか有効利用に結びつけていただきたいと思いますなと、このように思っているところでございます。ただいま伊藤議員からの御提言があったように、運動施設の場所なんかこんなことで使えるのかなと思っていた次第でした。あと、何かあった場合の、自然災害のときの避難場所ですか、もしもできればそのような確保にもそういう場所が使えるのではないかなと、整備した上で話すんですけども、思っているところでございます。それに、中山間地でそのような場所ができたならば、グリーン・ツーリズムに役立つように、支援する事業などにも取り組んでもらえたらなと思っていた次第でした。

3番目の廃屋同然と化した空き家の対策ということで、なかなかこれも同じような理由で周辺住民にお願いしたいということでもございましたけれども、やっぱり放棄されている場合、なかなか所有者等の連絡がつきにくいのではないかなと、このように思っております。当然、私の近くにもあるんですけども、全くひどい状態になっておりまして、非常に住民が不安がっておった次第でした。ことしは台風が非常に多くて、いつ吹っ飛んでくるのかなと、このように皆心配しているところでございます。ひとつそんなような空き家は早急に対策が必要なかなと思っております。

と同時に、そのようなことになった空き家、廃屋同然になった空き家に対して何らかの地上部の撤去できるような指針ですか、そんなものも何とか検討してもらいたいなと。やっぱり、連絡が20年、30年つかなかった場合にそのまましておくわけにはいきませんので、何とかしてほしいなと思っております。

例えば、預貯金の問題です。預貯金は睡眠口座というものがございまして、10年間そのままにしておい

て、銀行なり、金融機関が10年を過ぎると連絡をとって、その連絡がない場合に別管理をするということでございます。JAあたりは10年間すると雑所得に入れると、郵貯は大体20年すると国庫に入れると、そのようなことをやっているわけでございます。もっともそれをすべて申し出があれば、全くそれは国庫に入れたからとか、雑所得に入れたから知りませんよではなくて、もとの復して、わかれば支払いをするということでありましたけれども、いずれにしてもそのような個人財産の別管理ということも現に行われているわけでございます。

土地はいざ知らず、地上の部分だけでもひとつ何かの指針があってもいいのではないかと、このように思っている次第でございます。都市の発展のための新陳代謝の一つだと、先ほど私は申しあげましたけれども、ある意味では都市における巨大なごみ、粗大ごみなのではないのかなというふうに思える部分もあるわけでございます。そういう意味でもひとつ何らかの指針をお願いしたいわけでございます。

次に、外国人観光客の誘致でございますけれども、人数は大体1,000人ぐらいだということであります。ここに来て不便を感じさせないような、常日ごろの対策をとってやれば、もっとふえるのではないのかなと、このように思っているわけでございます。漢字圏、いわゆる台湾とか中国、香港ですか、それらの国は、75%以上の方が今山形県に来ていらっしゃるわけでございます。寒河江市もやっぱり同じかなと。やっぱり、70%から80%がいわゆる漢字圏、台湾、香港、中国本土から来ているのかなと思っているわけでございます。したがって、中国の案内板や、それと同時に安東市との交流があって、そういうようなことで韓国語の案内板もあってもいいのかなと、このように思っていた次第です。

また、その受け入れ体制、なかなかうまくいっていないというような現状でございますので、例えば市内には外国人と登録されている方があります。現在、世帯数で141ですか、359人、今外国人が本市に登録されておりまして。全部が全部自由がきくのかなというわけではないんでしょうけれども、例えば嫁さんに入っておられる方とかにお願いしながら、通訳のボランティア会の育成なんかはしてもいいのかなと。そんなところはどうなっているのかなと、ちょっとお聞きしたいわけでございます。ひとつできればそういうふうな育成を重点的にやってもらいたいなと思ったところでした。

農産物の件なんですけれども、3月の議会で高橋勝文議員がさくらんぼの輸出はどうかというようなことがありました。やっぱり、ここに来てもらうためにはそういうところの自慢できるもの、やっぱり情報発信を続けていくべきだなと思っております。やっぱり、日本は、山形県は、寒河江市はそういううまいものがとれるんだよと。そうすれば、もっと来てもらえて、または興味を引いてもらえるのかなと、このように思っているわけでございます。

北海道のナガイモがあるそうでございます。すごく台湾で人気を集めている。そして、輸出も急激に伸ばしているというふうな事例がございます。きっかけは、台湾から北海道に訪れた観光客の評判だったそうでございます。それが引き続いて、そういうふうな輸出に拍車がかかったというような例もございます。ひとつあわせて検討していただきたいなということでございます。

さまざま述べましたけれども、ひとつこの観光にしても、空き家対策にしても、早く対策をとったら、20年、30年後、きっと実を結んでくるのかなと思うわけでございます。

以上、2問目といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 おっしゃった介護予防の拠点というようなことも新聞で見たところでございますけれども、だれが運営するとか、あるいは所有者との契約とか、いろいろな課題、あるいは地域の要望がどのように出てくるのかなというようなこともいろいろ考えますと、現在の福祉法人等々がやっておるところの介護施設等の関連がございますので、どのように持っていった方がいかなというような、まだ情報だけでございますからわかりませんが、勉強でしようと思っておるところでございます。

議員がおっしゃるように、運動施設にとか、それからグリーン・ツーリズムと、こうおっしゃいますけれども、グリーン・ツーリズムも農林サイドでの話題とはなりますけれども、もう少しぱっとしないといいますが、利用者が少ない。そのための農業をしてくださるといような方々もふえてこないというのが、本当にグリーン・ツーリズムの現在の状況ではないかなと、このように思っておりますので、いろいろな空き家の利用の仕方というはあるかと思っておりますけれども、まずはおっしゃるように、撤去する。そして、更地になるということが本当は一番いいのかなと。

更地になれば、草もまた生えてきますけれども、廃屋になっておるよりは地域の方々の御心配も少なくなりますし、犯罪、火災とか、いろいろな問題の発生源を予防できるだろうなというような気持ちがするわけでございますので、そんなことから、いろいろ方針とか、法的措置というような話が出たわけでございますけれども、勉強させてもらいたいと、このように思っております。

それから、外人の観光客の問題でございますけれども、まず要は私は魅力売り出してキャンペーンをして、たくさん入ってくるようなことをやらなければならないのかなと。そういう中で、いろいろ入ってきてもらっても不便を来さないような案内板ほか等々の措置もしなければなりませんけれども、要は多くの人方に山形県の魅力、寒河江の魅力というものをアピールして入ってくるということがまずは必要だなと。

そのためにもいろいろ、先ほども1問でも申しあげましたように、姉妹都市の関係を使うとか、あるいはおっしゃるような外国人の花嫁さんの組織、組織には今なっていないと思っておりますけれども、そういうことを活用するとか、いろいろあるのかなと思っておりますけれども、何にしましてもあらゆる情報の中で魅力を発信して、そして誘客なり、多くの方々に来てもらうということがまずは必要だろうと、このように思っておりますので、そのことにつきましても1問でも申しあげましたようないろいろな対策を講じてまいりたいと、このように思っております。

佐竹敬一議長 鴨田俊・議員。

鴨田俊・議員 それでは、さまざまな面で大変な場面もあるかと思いますが、ひとつ寒河江市の発展のために今後とも御努力をいただきたいということで、お願いしまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は10時55分といたします。

休 憩 午前10時45分

---

再 開 午前10時55分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 佐藤 暘子 議員 の 質 問

佐竹敬一議長 通告番号10番、11番について、16番佐藤暘子議員。

〔16番 佐藤暘子議員 登壇〕

佐藤暘子議員 私は日本共産党の議員として、市民の皆さんと語り合い、学び合い、考え、行動してきた実践をもとに、以下、市長と教育委員長に質問いたします。誠意ある御答弁をお願いいたします。

初めに、介護保険制度についてお伺いいたします。

一つは、制度見直しに対する市長の考え方についてです。介護保険制度が実施されてから4年が経過しました。さまざまな問題や課題を抱えての出発でしたが、高齢者の介護を社会全体で担うといった体制や意識が国民の中に定着したことは評価すべきことと思います。

しかし、だれもが安心して必要な介護が受けられるといった状態ではありません。低所得者からは所得に応じて負担をする措置制度のときより、保険料や利用料の負担が重くなって大変になったとか、受けたいサービスを受けたいときに選べるといった宣伝とは異なり、施設のあきがなくて何年も待機しなければならないとか、施設探しに家族が奔走しなければならないなどの現実があります。

国は、この介護保険制度を2005年度までに見直しするとして、今厚生労働省内部で論議を交わしています。ことし10月ごろには厚生省の見直し案がまとめられ、来年度の通常国会へ法案を提出する見込みとことです。見直しの案として出されている意見は幾つかありますが、その検討されている中身の中心は、サービスの抑制と国民負担の増加につながるものと言わざるを得ません。

一つには、介護保険の利用者間の不公平を見直すといった理由から、介護施設のホテルコストや食費を介護保険から外し、自己負担にすべきだとする意見です。二つには、要支援や要介護1など、介護度の低い人は在宅介護の給付から外すべきという意見です。三つには、現在介護サービスの自己負担は1割ですが、それを2割から3割に引き上げようとする意見もあります。四つ目に、介護保険の対象年齢を20歳代まで引き下げて、保険料の負担をする人をふやし、保険料を低く抑える。それとセットで、昨年4月にスタートした障害者を対象とした支援費制度を介護保険に統一しようとする案です。

介護施設の部屋代や食費を介護保険から外し、自己負担にすべきとする意見は、在宅介護よりも施設に入った方が介護が安上がりだといった不公平感を是正すると言っていますが、在宅介護が高つくといふのであれば、在宅介護にもっと手厚い支援をすべきであって、施設入所の自己負担をふやすことは、金持ちでなければ施設には入れないという不平等を生むことになってしまいます。不公平感を是正と言いながら、実は施設入所への抑制を図り、介護保険へ国の財政支出をできるだけ抑えようとするのが本音のようです。

また、要支援や要介護1など、介護度の低い人たちを介護給付から外し、筋力トレーニングなどの介護予防に切りかえていくという考えのようです。もちろん、介護を予防するためのトレーニングなどは重要なことであり、大いにやる必要があると思いますが、これまでホームヘルパーによる家事援助やデイサービスなどを受けながら、寝たきりや閉じこもりにならずに自立した生活を送ることができた高齢者にとって、ホームヘルプなどのサービスが介護給付から外されることになれば、心身の状態を悪化させ、かえって介護度を重くしてしまうのではないかと危惧されます。

また、介護保険の対象年齢を20歳代まで引き下げて介護保険と支援費制度を統一するといった案は、高齢者を対象とした介護保険制度と年齢やサービスの内容、介護の量にも大きな違いがある支援費制度を統一することには無理があると障害者団体などから反対の声も出ています。

さらに、20代から40代までの人たちからも介護保険料を徴収することについては、現在の雇用情勢の中で若者の就職難やリストラが続き、完全失業率が3.9%と一向に改善されない中、食べていくことさえ容



易ではない人たちが大勢出てきているのです。このような人たちにさらに介護保険料を課すことになれば、滞納者がふえることは火を見るよりも明らかで、介護保険空洞化につながりかねない大問題になると思います。

このほかにも介護受給者が死亡した後、介護費用を残された資産を処分して支払ってもらえる仕組みにするなどの案も出されているようです。この制度見直しの中で話し合われている内容の核心は、介護利用を制限し、いかにして介護給付費を低く抑えていくかということです。それで、介護が不足する人、または利用したい人は自己負担をしてもらうといった内容です。

制度の見直しを言うのであれば、介護保険へ移行することで半分に減らしてしまった国の老人福祉予算をもとに戻し、自治体や住民の負担割合を軽減し、不足している特別養護老人ホームの建設や介護保険のかなめとなるケアマネジャーやホームヘルパーの待遇改善を図るべきであり、必要なときに必要な介護が安心して受けられる制度に見直しをすることこそ求められていると思うのですが、制度見直しに対し、市長はどのような考えと感想をお持ちか、お伺いいたします。

次に、寒河江市における介護保険制度の現状と課題について伺います。

日本共産党市議団は、平成12年に介護保険事業が始まって以来、在宅介護サービスの利用状況に注目してきました。介護の認定者や介護を利用する人は月ごとに変動していますが、介護保険実施から1年後の平成13年6月の利用実績によれば、認定者は979人ですが、在宅介護では介護度別に認められている利用額を目いっぱい使っている人はほとんどなく、平均で36%にとどまっています。介護度の最も低い要支援の人が負担する1カ月の平均利用料は3,405円で、最も介護度の重い要介護5の認定者の1カ月平均利用額は1万4,939円となっており、在宅介護利用者全体の1カ月平均利用料は8,290円となっています。

この実績からは、在宅介護を受けている人の大半が1カ月の自己負担額を1万円前後に抑えていることがうかがえます。実施から4年が経過し、介護保険制度の内容も周知され、利用が広がっていると言われていますが、平成15年の利用状況はどうか。介護度別の認定者、それに対する利用者、介護利用限度額に対する利用実績をお伺いいたします。

また、介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームへの入所待機者は現在何名になっているのかお伺いいたします。さらに、これまでの4年間の実績を踏まえ、さまざまな改善点や利用拡大への対策など、今後の介護保険充実に向けてどのような課題があり、どのように取り組んでいこうとしているのかお伺いいたします。

次に、安心安全の学校給食について、市長並びに教育委員長にお伺いいたします。

地産地消と学校給食について伺います。中学校給食をすすめる会では、この間寒河江市でも中学校給食を実施してほしいと署名活動をし、1万5,000名もの署名を添えて議会に請願をしましたが、住民の願いは届かず、一刀両断のもと不採択とされたことは市民も周知のとおりです。しかし、中学校給食をすすめる会は、このことで運動をあきらめるのではなく、さらに発展させようと、子供たちにとって望ましい食とはどのようなものか、その中で学校給食の果たしている役割はどんなことかなどについて広く深く勉強していくことにしました。

ことし5月には、いのちをはぐくむ学校給食全国研究会代表の雨宮正子さんをお迎えしての講演会をしました。「生きる力をはぐくむ中学校給食」と題したこの講演会には約70名の参加者があり、雨宮さんの話に熱心に耳を傾けました。雨宮さんの話では、日本の食糧自給率が40%を割り、私たちの食卓にはいや応なく外国産の食材が入り込んでいること。その中で、特に成長期の子供たちの健康への影響が心配されることが指摘されました。子供たちが好んで食べているハンバーガーやレトルト食品、加工食品などには食品添加物や残留農薬の心配があること。

輸入農産物の中には、基準値を超える残留農薬がついていたり、学校給食のパンの原料になる輸入小麦には中枢神経を冒すおそれのあるマラチオンという農薬が入っていたりと、食の安全と安心が脅かされて

いること。バランスのとれない食事と食品添加物などの影響で、子供たちの中には低体温で朝起きられない、すぐキレる、いらいらするなどの症状を示す子供が多くなっていることが報告されました。

中学校に給食のないところ、例えば横浜市ではデリバリーランチというものがあるし、菓子パンの自販機もある。そのパンはいつまでたってもカビが生えず腐らない。防腐剤でガードされているからだ。そんなパンを子供たちが食べていることに強い危惧の念を持っていること。子供たちには、日本でとれた食材で心を込めた手づくりの給食を食べさせることだ。それが行政の責任だと両宮さんは言っています。この講演の中では、近年全国的に地元でとれた食材を使って安全でおいしい給食を実施している自治体がふえている。その中の一つとして埼玉県草加市の学校給食が紹介されました。

草加市には小中合わせて33の学校があり、すべての学校に調理場を持つ自校直営の給食をしていること。農家のおじいさんやおばあさんがつくったエダマメやブロッコリー、コマツナといった旬の野菜を小中学校の給食に取り入れているとのことでした。子供たちにとっては、友達のおじいさんやおばあさんがつくってくれた野菜ということで親しみがわき、安心しておいしく食べることができるし、つくる農家の人たちにとっても地域の子供たちに食べさせるという張り合いが出てきたという、そのことによる経済効果も大きいもので、年間3億円が地元に戻元されているといひます。

県内でも、地元でとれた食材を学校給食に取り入れているところが多くなってきています。中でも藤島町ではすぐれた給食をしているということなので、7月30日、会員8名で藤島町ふれあい食センター「サンサン」に視察研修に行ってきました。

藤島町は、小中学校の給食施設が老朽化して建てかえなければならなくなり、民間委託か直営かで議論が分かれたそうですが、議員たちが半年間に21回も学校給食の勉強会をしたり、視察をしたりして、子供たちにとって一番よい給食は何かを追求し、安全でおいしい給食は直営でなければできないという結論に達したそうです。町議会が全会一致で民間委託を拒否したこと、教育委員長の教育に委託はないという信念が藤島町直営のセンター給食調理場を実現させたのだそうです。今公設直営のふれあい食センターでは、小、中、幼稚園、障害者施設などへ1,500食の給食をつくっているそうです。

藤島町では、農業の町として生きていくエコタウン構想のもと、有機農法や地元でとれたものは地元で消費する地産地消の取り組みに力を入れています。未来ある子供たちに地元でとれた新鮮で安全、しかもおいしい野菜や果物を学校給食に取り入れて食べさせることはむしろ当然と言うべきことかもしれません。この食センターでは、米はもちろん100%町内産、野菜や果物も生産者グループ「サンサン畑の会」の人たちが朝どりのものをその日の給食用に届けるのだそうです。現在は、農産物の60%は町内で生産したのを使っているそうですが、目標は80%だそうです。ちなみに、町内野菜買いつけ金額は年間約1,000万円だそうです。

同センターには、試食会や研修会用のホールや調理室を見渡せる2階見学通路があり、児童や生徒が見学に来たり、生産農家のおじいさんやおばあさんから野菜や果物をつくる苦労話などを聞きながら、一緒に給食を食べたりするそうです。そして、きょうの給食のハウレンソウはだれそれさんのおじいさんがつくったものというように、づくり手の顔が見え、地域とのつながりが強まっていく。食べる側にすれば、旬のものを安心して食べられる。つくる側にすれば、自分たちの孫や地域の子供たちに食べさせるという張り合いが出て、いいものをつくらうとする意欲につながっていくということでした。私たちも中学生用の給食を試食させてもらいましたが、手づくりで温かくボリュームのあるおいしい給食でした。寒河江市の中学生にもこんな給食を食べさせてあげたい、そんな思いが胸をよぎりました。

学校給食は残滓が出て、その始末が大変だと言われています。藤島の各小中学校では給食の後、自分たちでごみの分別をし、生ごみは水分を取り除き、ミンチ状にしたものが養鶏農家に引き取られ、卵となつてまた給食に使われる循環型になっているとのことでした。この施設を見学し、センター長さんのお話を聞きながら、給食は単に食事を食べる、食べさせるというものだけではなく、生産、流通、環境、地域と

のつながりといった総合的な学習であり、教育の一環であることを改めて実感しました。

案内をしてくださったセンター長さんは、センターに来る前には身体のおちこちに異常があったが、センターで毎日検食をするようになってから体の調子がよくなって、数値が正常になったと笑っておられました。人間にとってバランスのとれた食事がいかに大切なものかをかいま見た思いでした。

地元でとれた新鮮な野菜や果物を、学校や保育所などに取り入れることは、伸び盛りの子供たちの健康にとってこの上ないことであり、そのことが地域の連帯や活性化につながると言われています。以前から本市の議会の一般質問でもこれまで多くの議員から子供たちの食の安全を確保するため、地産地消を進める上からも学校給食に地元食材を取り入れてはどうかとの質問があり、市長は寒河江市においても（仮称）地産地消推進協議会を立ち上げて十分検討していくと前向きな答弁をされています。その後どのような検討がなされ、取り組まれているのかお伺いいたします。

教育委員長にお伺いいたします。

寒河江市の小学校給食は、柴橋小学校を除いて自校直営で大変すばらしい給食を実施していることはだれもが認めるところです。ところで、子供たちの中にはさまざまなアレルギーを抱えて苦しんでいる子がふえています。その中で、食アレルギーと言われている子供はどのくらいいるのか。いるとすれば、その子供たちの給食はどのようにしているのかお伺いいたします。

次に、安全な食器についてお伺いいたします。過去に同じ質問が同僚議員によって行われていることを踏まえ、改めてお伺いいたします。学校給食に使用されている樹脂製の食器には有害な発がん物質が含まれているということが指摘されてから久しくなります。

はしについては、竹ばしに切りかえたということですが、メラミン樹脂の食器についてはどうなのか。学校の給食現場では安全性の高い強化磁器で、家庭での雰囲気味わえるような温かみのある絵柄の食器を使用しているところが多くなっています。寒河江市ではどのように取り組まれているのかお伺いをいたします。

以上、お伺いをいたしまして第1問といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 まず、介護保険制度についてお答え申し上げます。

御案内のように、介護保険制度がスタートして5年目に入ったわけですが、この間市民各位の御理解をいただきながら、円滑に事業実施が図られているところでございます。また、昨年は本市においても平成15年度から19年度までの第2期介護保険事業計画というものを策定いたしまして、あわせて老人保健福祉計画の見直しを行ったことは御承知かと思えます。

介護保険制度の見直しの件でございますが、法施行後5年をめどといたしまして、制度全般について検討を加え、必要な見直しを行うことと規定されていたところでございます。したがって、平成18年4月からは見直しに係る改正法が施行される予定になっているところでございます。

見直しの具体的作業につきましては、国の社会保障審議会の介護保険部会でございますが、そこで行われておりますが、既に新聞等でも断片的であります。その内容について報道されているところでございまして、見直しに関する部会の意見は、一つは制度見直しの基本的な考え方、二つには見直しの具体的な内容、三つには被保険者、受給者の範囲についてまとめられております。2015年に、いわゆる団塊の世代が介護保険のサービスに参入する超高齢化社会を展望した新たな課題への対応や負担のあり方について、多岐にわたっての報告がされておるようでございます。

一方、市長会といたしましても国の制度見直しなどの取りまとめに当たりまして、市長会が提出した意見というものを最大限に尊重いたしまして、万全の措置を講じられることの決議を行っているとともに、介護保険制度に関する重点事項といたしまして、介護給付費負担金についての各保険者に対し確実な配分を行うこと、あるいは国が実施している低所得者対策の継続とか、あるいは介護予防に対する財政措置と、さらには、保険料の段階区分、そしてまた入所者の住所特例の適用の継続等について要望を行ってきたところでございます。

このようなことから、提言されておりますところの介護保険部会の意見というものは、過去4年間の実施状況を検証、分析し、保険者であるところの市町村の意見などにも配慮した内容になっていると思っております。ところでございますが、なお検討すべき課題も残されていると思っております。

次に、介護認定度ごとの利用状況等についてでございます。要介護認定者総数でございますが、発足当初の12年度と15年度の対比では392人増、142%の1,334人となっております。介護認定度区分ごとには最も軽い要支援が50人増、174%の118人、要介護1が195人増、190%の411人、それから要介護2が46人増、127%の218人、要介護3が38人増、125%の192人、要介護4が36人増、123%で196人、要介護5が27人増、116%になりまして198人となっております。いずれの区分においても増加している状況にございます。とりわけ比較的軽度の介護を要するとされている要支援と要介護1の方で全体の40%を占めております。

それから、支給限度額に対処するところの利用率でございますが、15年度の実績、在宅サービスのみでございますが、それでは要支援で約51%、要介護1が34%、要介護2が39%、要介護3が36%、要介護4が44%、要介護5が44%となっております。このような状況から今後要介護認定者及びこれに伴うところのサービス利用の増加というものは給付額の増加に連動することになるわけですが、結果的に介護保険財政というようなことは圧迫していることが懸念されることが見られるところでございます。

それから、地産地消と学校給食の問題でございます。御案内のとおり、地産地消は地元で生産された安全安心で新鮮な農産物を地元で消費するというものでございまして、消費者にとりましても地元生産者の顔の見える安全安心で新鮮な食品を購入できることになりまして、一方生産者にとりましても価格数量の面で安定した需要が確保されれば、安心して生産に取り組むことができ、農業経営の安定にもつながるも

のと考えております。このため、本市では平成14年の11月に生産者、消費者、関係機関で組織するところの寒河江市地産地消推進協議会というものを設立して、地産地消の推進に取り組んでいるところでございます。

この協議会におきまして学校、保育所等の公的分野の給食食材使用調査や、それから地元で生産される農産物調査、それから旅館業や料理飲食業などの大口需要者に対する地元農産物の需要調査などを実施しながら、それを受けての生産者と消費者サイドの話し合いの場を設けたり、特産のネギ、それからエダマメの消費拡大週間の取り組みや、農業と物産まつりでの地産地消コーナーの設置、それから市報、ホームページを活用した地産地消のPR、地元農産物の情報提供をするための旬の物カレンダーの配布などのほか、地元産大豆を使った中学生の豆腐づくりや直売組織連絡会による直売活動の感謝祭などに対する支援などなど、地産地消の推進に向けたさまざまな事業を実施してきたところでございます。今では地産地消についての市民の理解も次第に深まり、新鮮な地元の農産物を販売している市内の直売所も大変にぎわっているようでございます。

それで、学校給食における地産地消についてでございますが、協議会としてどのように推進しているかということでございますが、本来学校給食の実施につきましては、教育委員会の所管する事項であります。当協議会といたしましても、市全体の地産地消を推進する一環としまして、給食食材使用調査や地元農産物調査などを踏まえた上で給食を担当する課の担当者と、それから生産者サイドの話し合いの場を設けて協議してきたところでございます。

その中では、給食における地産地消の推進については理解しているものの、各学校ごとに地元の八百屋さんなどから仕入れをしている今の流通制度を大きく変えるのは地元業者に与える影響が大きく、現時点では一気に生産者との直接取引に変えるのは困難かなと思っておるところでございます。

そのため、当面は教育委員会において引き続き食材納入業者に対し、できるだけ地元農産物の納入を要請するとともに、地元産品のみを使用した地産地消給食の日や郷土料理、特産物を味わおう週間などを実施することなどによりまして、地元農産物の利用をふやす努力をさせていただいているところでございます。

協議会としましても、こうした取り組みを支援しながら、今後引き続き給食食材の流通ルートのあり方などについて関係者と検討しながら、地産地消の推進を図ってまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

佐竹敬一議長 教育委員長。

〔大泉愼一教育委員長 登壇〕

大泉愼一教育委員長 安全安心の学校給食について、まず地産地消に関する学校給食での地元野菜活用の取り組みについてお答えいたします。

安全で安心できる、そしておいしい給食を提供することが学校給食に求められている課題の一つであり、これまでも学校給食での地産地消については、何度か質問がなされ、繰り返し述べてきたところです。教育委員会といたしましては、学校給食での地産地消の推進は食を通し、子供たちに地域の産業、または農産物への関心を深め、郷土を慈しむ心、感謝の心をはぐくむこと。また、食の安全や食を通して健康問題、広く社会とのかかわりを理解する重要な機会ととらえております。

このようなことから、本市においては既に平成12年度より市の助成により米飯給食に地元産米「はえぬき」1等米を100%使用しております。毎月の献立には郷土料理・特産物を味わおうという週間を設け、季節ごとの地場産の野菜等を豊富に取り入れた給食を実施しているところです。昨年度は寒河江市でとれた食材、ツルリイモ、ネギ、牛肉等での芋煮、寒河江の日を実施してまいりました。また、給食の時間に生産者を招待し、会食しながら食材にかかわるいろいろなことについて直接お話をお聞きする機会を設け、地産地消の推進に努めてまいったところです。

また、全国の学校給食実施校を対象に平成14年10月の5日間、15年5月の5日間における地場産物活用状況調査が平成15年度に実施されました。その結果、資料によりますと、全国での地場産物活用割合は、平成14年は20%、平成15年は21%、山形県段階では28%、22%になっておりますが、本市の場合は平成14年においては43%、平成15年では45%という調査結果となり、地場産物活用率は高い状況にあると評価しているところです。食材の発注は、基本的に各学校長の責任で行うことになっておりますが、教育委員会といたしましては、学校の給食において地場産物や郷土食を活用することの教育的意義にかんがみて、今後も可能な限り、地場産物の使用について学校長に要請していきたいと考えているところです。

次に、食物アレルギーについて申し上げます。

御案内のとおり、アレルギー反応は抗原を摂取することで体内に抗体ができ、いわゆる抗原抗体反応により、気管支、鼻、皮膚、消化管などにさまざまな症状があらわれます。食物が原因で起こるアレルギー症状としては、下痢、嘔吐、湿疹、じんましん、アトピー性皮膚炎などがあります。これらを未然に防ぐためには事前にアレルギーの原因となる食物を把握し、摂取しないことが重要なポイントとなります。このため、各学校では毎年年度の初めに児童アレルギーの有無について十分な調査を行い、対象児童、対象食物を確実に把握するとともに、献立内容を事前に保護者にお知らせして、学校と家庭が共通の理解に立って、児童が安全に給食を食べられるよう努力しているところです。

市内11小学校の食物アレルギーの現状を申し上げますと、18品目の食材について延べ50名の児童が何らかのアレルギーを有しております。学校給食におけるアレルギーへの対応といたしましては、アレルギーの原因となるものが食材として使われるときには、調理の過程で除けるものは可能な限りこれを取り除いて調理したものを出すように努めております。

また、代替の食品で対応が可能な場合はかわりのものを出すように努めているところです。しかしながら、これらの対応は当日の献立や学校の規模、対象児童の状態や人数によっても異なりますし、調理施設や調理業務との関係などもあって、個々のケースのすべてに対応することは困難な場合もあります。したがって、やむを得ずアレルギーを有する子供にとって食べられないメニューになった場合、そのものを除い

て食べてもらうこともあります。

次に、安全な食器についてお答えします。

本市において現在使用している学校給食用食器は、メラミン樹脂や強化磁器などの素材であり、はしについては、竹ばしであります。これまで何度かメラミン樹脂食器の安全性について御質問があったところですが、教育委員会としましては、メラミン樹脂食器は食品衛生法による規格基準を満たしていることなどから、その安全性が確保されている素材と考えているところであります。学校給食用食器については、これまでいろいろ調査研究をしてみました。安全面、衛生面を最優先課題としながら、食文化や取り扱いやすさ、さらには子供たちの食器の持ち心地、大きさ、重さなど、さまざまな観点から検討してまいったところであります。

このような検討の上、強化磁器食器を各学校において実際に使用し、子供たちの使い勝手や配膳作業、調理現場での業務等を考慮した結果、平成14年度には食器更新時期となっていた高松小、白岩小、幸生小、田代小、三泉小の5校、平成15年度においては、醍醐小、柴橋小、西根小の3校に強化磁器食器等による4種類、すなわち御飯茶碗、汁椀、おかず皿、カレー皿の食器を導入し、子供たちの学校給食における食事環境の整備を図り、安全でおいしい、楽しい給食を実施しております。

今後とも食器更新時には、より安全性の高い食器の導入を検討してまいりたいと思います。

以上であります。

佐竹敬一議長 佐藤陽子議員。

佐藤陽子議員 1問目にお答えをいただきまして、ありがとうございました。

2問目に入りたいと思います。

最初に、介護保険の問題ですけれども、介護保険の見直しについては、やはり市長会の方などでもいろいろと要望を出しているということで、市長会の要望に沿ったように改善をしてくれるのではないかというようなことをおっしゃっておりますけれども、まだ改善をしなければならない問題になっていることもあるというようなお話でしたので、ぜひそういうことも市長会の意見や、また住民の意見が反映されるような改革にしてほしいと、そのことに市長も力を尽くしてほしいというふうをお願いをしたいと思います。

それでは、介護保険の現状と課題について質問をしていきたいと思います。私は国がやろうとしている介護保険見直しの内容、それから寒河江市の介護保険の現状を見ると、ぜひこれは必要だ、改善をしなければならないと思っっていることが何点かあります。

その一つが、介護保険の低所得者に対する保険料や利用料の減免制度をつくることです。共産党市議団は、介護保険が始まってから各年度ごとに利用状況を分析してきました。認定者に対する利用者の割合とか、介護度別の利用限度額に対する利用額の実績、そして月平均1人どれくらい自己負担をしているのかなどということを調査してきたわけですけれども、この利用限度額に対して平均で36%ぐらいしか利用していないということがわかったんですね。金額にすれば、1カ月平均して約8,000円から9,000円どまり。一番利用額が高くなっている要介護5で1人当たりの1カ月の平均利用料は1万5,000円から1万6,000円というところなんです。

これは私たちが調査したことなんですけれども、それを裏づける資料として、平成15年3月に出されました寒河江市の第2期介護保険事業計画の中に出ております、資料に出ているんですね。居宅サービス利用者593人に対して、平成14年1月の時点で実態調査をしたものがここに載っているんですけれども、さまざまな設問があります。

その中で、問11では利用限度額についての設問がありまして、あなたは利用限度額いっぱいまでサービスを利用していますかという問いに対しては、20.2%が「している」、77.6%が「していない」。利用しない理由としてはどうなのかということでは、「今のままで何とかやっていける」というのが80.5%が一番多いんですけれども、中には、3番目なんですけれども、これは「サービスの利用料が払えないから」という人が21人、4.7%あるわけです。

それで、設問の中の介護サービスを利用しての感想を聞いているんですけれども、この感想の中では、「介護の負担が軽くなった」とか、「サービスの利用によって在宅が可能になった」など、約9割の人はよい評価をしているんですけれども、「サービス料金の1割が高い」という人が37人、4.5%おります。

それで、利用料を1カ月どれくらい使っているのかという設問には、「月額5,000円以下」と答えている人が32.9%、「5,001円から1万5,000円まで」というのが43.2%で、両方合わせますと、約8割の人は1カ月1万5,000円以下の介護しか受けていないということになるわけです。受けたサービスがあるのに、1割の利用料が払えない。あるいは、大変だという理由でサービスを手控えているということが、これはあらわれていると思います。

共産党の議員団は、これまで何度となく低所得者に対する保険料、利用料の減免制度を実施するように議会で質問に立っておりますけれども、その都度市長は保険料、利用料はそもそも低所得者に配慮して区分されているということで、減免の必要はないということを言っていられっしやいます。それでも、これまでずっ



と経過見てみますと、平成15年からは第1号被保険者の保険料が改定になりました。それで、それまでは基準額が2,420円、これはちょうど真ん中の階級と申しますか、5段階の中の一番真ん中の基本となる金額なんですけれども、これが2,420円だったものが2,740円、これは1カ月で320円アップした。1年間にすれば3,840円の値上がりです。

また、医療費が平成14年10月からそれまでは定額制だった医療費が1割負担になったということで、医者にかかるにも大変になったということがあるわけです。それに、また年金の額の引き下げということで負担だけがふえていっている現状だと思うんですが、国民年金、1カ月に1万5,000円ぐらいしかもらっていない人、そういう人たちにとってはやっぱり1カ月160円の値上がりであっても大変負担になるということなんです。ですから、こういった人たちの負担をなるべく軽くして介護保険を利用しやすいようにすべきだというふうに思うわけです。

ことし4月までに、全国的に見まして保険料を減免している市町村が841の団体になっている。これは全国で31%に当たります。山形県におきましても、鶴岡市を初めとして多くの自治体が保険料や利用料の減免に踏み出しております。ですから、寒河江市におきましても低所得者の方々が、1割の利用料が高くて受けたいサービスが受けられない、また保険料が高くて大変だというようなことで必要な介護が受けられないというようなことがないように、ぜひ保険料や利用料の減免制度を設けるべきではないかと考えますけれども、改めて市長の考え方をお伺いいたします。

それから、次に介護職員の問題なんですけれども、介護職員の働きやすい環境をつくるべきではないかということで、市長にお伺いをしたいと思います。

介護を支えるのはホームヘルパーとか、ケアマネジャーとか、そういう介護スタッフだと言われているんですけれども、このスタッフが今なかなか働きにくい環境になってきているというのがあちこちから聞かれております。質の高い、介護を受ける方が喜んで介護を受けられるような、そういうホームヘルパーやケアマネジャーであるべきだというふうに思うんですけれども、介護職員の現実というのはなかなか厳しくて、これは本来福祉の現場、福祉というのは利益を追求するのは本来の姿ではないというふうに私は思っているんですけれども、介護保険が事業者任せにされたということから、やっぱり事業者としては業が成り立っていかねばならないわけですから、なるべく正規の職員は少なくして、パートとか、非常勤とか、そういう人たちがたくさん採用されているというのが現状だと思います。

この介護保険の国の制度の中では、勤務内容でヘルパーたちが移動する時間とか、それから会議をする時間とか、またいろいろ記録をしたりする時間とか、研修を受けたりする時間とか、こういう介護にかかわる必要な時間でありながら、これが報酬上、認められないということがありまして、このことが介護に働く人たちの条件を悪くしている根本的な問題だというふうには思うんですけれども、でも自治体あるいは事業所の中で改善できるものもあるのではないかと私は思っているんです。給料が安い割合に大変な仕事だということで、やめていく人が非常に多くなっているというようなことがあるわけですが、そういうことから、一人一人の介護を受けている人の情報が共有できないということとか、それから技術の蓄積ができないというようなことがありまして、そのことがいろんな不満とか、批判とかにつながっているのではないかというふうに思うわけです。

また、ケアマネジャーというのは本来は中立の立場で介護を必要とする人の相談に乗ったり、ケアプランを立てたり、介護サービスの流れがスムーズにいくように調整するのが本来の姿だというふうに思うんですけれども、やっぱり事業所に所属している場合が多いものですから、事業所の仕事と兼務をしたり、中立性に欠ける仕事の内容になっているのではないかとというふうに思うわけです。

ですから、行政としては、やっぱりケアマネジャーの中立性を保つように、またヘルパーがすぐにやめてしまうような労働条件の悪化を防ぐためにも、指導とか、監督、そういうものがないのかどうか。寒河江市には基幹型支援事業所があるわけですね。そういう中でいろいろ話し合いとか、研修とか、寒河江市全体の事業所間の連絡調整とか、そういうものの中心を担っているということになると思うんですけども、そういう立場でこのヘルパーの待遇改善、そういうものについて指導したり、助言したりすることはできないのかということでお尋ねをしたいと思います。

また、第2期の介護保険事業計画についてお伺いしますけれども、居宅サービスについて利用者がどのくらいのサービスを望んでいるのかということで、利用意向調査をした資料があります。この資料によれば、介護度4の訪問看護の利用意向は195.8%と、非常に高くなっています。また、介護度3の訪問リハビリテーションの利用意向は450%と、これもまた非常に高くなっているんですけども、供給見込み量を見ますと、各年度とも非常に少なく、また利用実績も少ないということなんですね。

訪問看護、あるいは訪問リハビリテーションともサービスの提供者が少ないこともあって、利用実績が微増にとどまっているというふうにコメントされているわけですけども、この高い利用意向にこたえるにはどのようなことをしていこうというふうに思っているのかお尋ねをしたいと思います。

それから、給食の問題ですが、地産地消のことについてです。地元でとれた食材を給食に取り入れていくということについては、寒河江市でも非常にたくさん給食に取り入れているんだなということがわかりますけれども、やはりこのパーセンテージをもっと上げていくとか、地元の農産物の生産意欲が出るようなそういう方向に持っていくというためには、もう少しまた取り組みを進めていかなければならないのではないかなというふうに思うんですけども、各学校ごとに地元の小売店から食材、農産物を購入しているということがあったものですから、やっぱり一気にそういうシステムを変えていくというのは大変なことだと思うんですけども、一つこれはモデル校的なものを設けて、試験的にやってみることはできないかということなんです。

地元でも出荷組合をつくっているところがあるわけですね。西根とか三泉あたりなどでは出荷組合がありまして、西根の場合は45名、三泉の場合は15名がこの出荷組合に入っているというようなことがあるわけですから、こういう出荷組合、あるいは農協あたりとの話し合いの中でもそういうモデル的なものをつくってみて、そしてこれとこれはこの生産者でつくってください、こういう時期にはこういうものを取り入れたいというようなことで、なるべく地場産のものを多く使っていくという方向に持っていけないものかと、このように思うんですけども、その点についてお伺いをしたいと思います。

寒河江は、大豆なんかを今度非常に熱心に力を入れて大豆の生産をしているようですけども、この中で地元でとれた大豆でみそとか、豆腐、そういうものをつくって給食に使うとか、また品目をふやしていく。そういうことも考えていけないのかどうか伺いたいというふうに思います。

それから、各学校で出た残滓の処理ですけども、これは藤島あたりでは子供たちが自分で分別をして、そしてそれを生産農家に引き取ってもらって、鳥のえさにしているというようなことがあるわけですけども、やっぱり食べるだけではなくて、自分たちが食べた残りのものをどう処理するかということも給食の学習の中の一つではないかなというふうに思うんですけども、そのことについてもお考えいただきたいとします。

それから、食のアレルギーについては、いろいろと工夫をされているようですので、引き続きお願いをしたいと思いますというふうに思います。

それから、食器についても、これは14年から強化磁器食器を使い始めているということですけども、こ

れはまだ残っている学校があるわけですね。大きい学校、中部とか、寒小とか、南部とか、そういうところについても進めていくお考えかというふうに思うんですけども、これはどの辺までに達成させる見込みなのか伺いたと思います。

あとは3問に回します。お昼のようですので。

佐竹敬一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時56分

---

再 開 午後 1時00分

佐竹敬一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

佐藤誠六市長 第2問にお答え申し上げます。

低所得者に対するところの減免制度でございますけれども、これはこれまでも答弁申し上げたとおりでございます。市独自としての軽減措置は考えていないところでございますので、現行制度で御理解をいただきたいと、このように思っております。

先ほども1問で答弁申し上げましたけれども、市長会としましては、低所得者対策ということでは、保険料とか、あるいは使用料の軽減策が十分ではないと、現在国がやっていることについては、それで、国の制度として財政措置を含めて総合的かつ統一的な対策を講じろよと、抜本的な見直しを考えてほしいと、こういうことを要望しておるところでございますので、つけ加えさせていただきます。

あと、介護職員のパートとか、それから利用状況等、これにつきましては、担当課長の方から答弁申し上げます。

佐竹敬一議長 健康福祉課長。

石川忠則健康福祉課長 それでは、パートヘルパー等についてお答え申しあげたいと思いますけれども、現行制度における指定事業者に対する保険者としての市の調査権限はありません。あくまでも利用者の保険給付に関することになっておりますので、そこに雇用されている方々の労働条件までは権限がございませんので、実態としても把握していないところでございます。

あと、それから基幹支援センターとしての立場で、在宅支援センターの指導等についてもできるのではないかというふうなことであったようでありますけれども、これについても連絡会については月1回実施しておりますけれども、その中では先ほどのことからして、そこまではできないというふうに考えております。以上でございます。

佐竹敬一議長 教育長。

大谷昭男教育長 お答え申し上げます。

3点あったと思いましたが。前の方の2点について私の方からお答え申し上げ、最後の質問については、担当課長の方がお答え申し上げますのでよろしくをお願いします。

第1点は、学校給食における地元産食品の利用率をさらに高めていくための方策というふうにとらえたところでございます。これについては、先ほど委員長もお答え申し上げましたけれども、基本的には地産地消推進協議会の動向なども十分踏まえながら、さらにはその利用率が向上できるよう、校長等に求めながら努力していくということになるかと思うんですが、学校給食の場合、栄養のバランス、もちろんこの家庭ともあるわけですが、栄養のバランスがございまして、それから食事としてのバランスと、またバラエティーがございまして。

そういったことなど、非常に難しい問題がまたあるかと考えています。先ほどは地元業者との関係、こういったこともお答え申し上げました。さらには、大量の食材をどれくらい先ほどの観点に立って安定的に確保できるのかという課題もございまして、したがって、市の地産地消推進協議会での検討、そういったことを十分踏まえ、今後の研究課題とさせていただきたいというふうにも考えておりますけれども、地域を限定しての試みは今のところ考えておりません。以上であります。

それから、第2番目は、学校給食にかかわる残滓というふうにも理解させていただきました。その処理については、一部の学校においてそれを肥料化し、花壇等に利用する。あるいは、学校でつくっておる畑等に利用するという試みがなされてきておりましたけれども、やはり十分な発酵がなかなかできないというような課題もございまして。現在はそれを休止しております、生ごみとして処理していると、これが実態でございます。

循環させていくようなそういうシステム、そういったことは大切なことではあります、学校のみでの取り組みとしてそれを常時ずつと行っていくということには、まだ問題がある、困難があるのかなというふうにとらえております。

現在、各学校では総合的な学習の時間を初めいろんな機会をとらえて、環境の教育に力を入れ、取り組んでいるところであります。そして、そこからさらに地産地消の取り組みの中でも大地の恵みに感謝したり、生産してくれた方々に対する感謝の心を養いながら、給食の食材一つ一つを味わって食べると、そういうところの指導に力を入れているところでございます。

委員会としては、こうした取り組みを通して子供たちの郷土に対する愛情や、さらには豊かな人間性というものをはぐくんでいきたいなど。以上、このように考えておるところであります。御理解いただきたいと思います。

佐竹敬一議長 学校教育課長。

菊地宏哉学校教育課長 では、残っている3校の食器の更新についてお答えいたします。

食器の更新については、先ほども教育委員長が申しあげたとおり、安全面、衛生面を最優先課題としながら、子供たちと調理する側の両方から見た取り扱いやすさ、重さなどの観点から大規模校に合わせた検討を、今後進めていかなければならないと考えております。

ただ、それに付随する問題として、大規模校の場合、現在使っている食器洗浄機が、例えば強化磁器食器に変えた場合には使えなくなるなどの諸問題も含んでおります。それらの問題も含めて今後検討していかなければなりません。それら総合的なことを踏まえて、更新時期に合わせて進めていく所存です。以上です。

佐竹敬一議長 佐藤陽子議員。

佐藤陽子議員 最初に、介護保険の利用料、保険料の減免についての質問に対して、市長はやっぱりこの前と考え方は変わらないというふうなことをおっしゃいました。

でも、市長会として国の制度で減免制度をやるように要望しているというようなことがあったわけで、国の制度に期待をしたいというふうに思いますけれども、現実にはやっぱり末端で介護を受けている人たちの中には、本当に受けたい介護が受けられないというような方とか、保険料が高いというような方がいらっしゃるわけですから、国の制度を待つまでもなく、住民の福祉の向上ということで、独自にやっているところが全国的にもたくさん出てきているわけですね。

市長は、これまでもさまざまな低所得者に対する減免とか、または高額の使用をした場合には上限以上のものについては還付をするような制度があるんだというようなことを言ってられました。ですけれども、これまで低所得者の方々が介護保険以前から訪問介護なんかを受けていた方については、普通1割負担のところを余りにも急激に値上がりするのは大変だということで、緩和措置として当初3%の利用料で受けられるというふうなことだったんですけれども、これが平成15年7月からは6%に引き上げられたわけですね。そして、さらに17年度からはこの6%から10%、1割に引き上げるということになっているわけで、そういう人たちがまた利用料の負担に苦しむことになるのではというふうに考えるわけです。

そして、国のこういう上限以上の利用をした場合の上限部分を還付するというような制度については、これも生活保護の方とか、世帯全員が住民税非課税の場合というような制限がありまして、そもそも1カ月1万5,000円の利用をするという人が寒河江市の場合はほとんどいないというか、1万5,000円以下の方が70%ぐらいなんです。ですから、そもそもこの制度には当てはまらないと。生活保護を受けている方というのは、ある程度こういうところで救われているんですけれども、生活保護も適用にならない。あるいは、人の面倒になるのは潔しとしないということで、生活保護を受けないで自分で何とかしなければならないと頑張っている方がいるわけです。

ですから、ヘルパーさんたちが訪問をして、この方に対してだったら、こういう制度があったらもっと介護が楽になるんだろうなと。また、受ける方に対しても非常に利用しやすくなるのではないかなというような介護サービスがあったとしても、それをお金を払われないからいいと言って断る方がいると。そういう方は本当に制度にも当てはまらない。そして、ケアマネジャーとか、ヘルパーさんの独自の力ではどうにもならないということで、何とか介護が受けやすいようにしてあげたいんだけど、どうにもならないということで、大変悩んでいるという話を聞いております。

ですから、こういう方については、やっぱり行政がもう少し踏み込んで、こういう方たちの実態を調査した上で、こういう人たちがどうすれば介護が受けやすくなるのか、そして必要とする介護が受けられるのか、そういうことを考えてあげるのが、これは行政の仕事ではないかと思うんですけれども、市長、その辺のところ、どうお考えですか。国の制度が悪いんだから、これを改めるまでしようがないというふうにお考えなのかどうか。だけれども、自治体の仕事としてこういう方も救っていかねばいけないう立場に立つかどうか、そういう問題だというふうに思います。ぜひこのことも市長にお考えいただきたいとします。

それから、給食の問題ですけれども、地産地消については、非常に積極的に取り入れておられるということがわかるんですけれども、今の寒河江市が地産地消ということで地産としている部分、これは山形県とか、西郡とか、寒河江市とか、県内で生産されるもの、それを地産としているのか。この中で寒河江市から



産出されるもの、とれるものは何%ぐらいになっているのか。そして、平成14年度は43%、そして平成15年度は45%取り入れていると言われましたけれども、これをどれくらいまで地産地消を取り入れていくという目標を持っておられるのか。そのことをお尋ねしたいというふうに思います。

それから、ちょっと戻りますが、ヘルパーについてですけれども、ヘルパーの身分とか、それから待遇の問題なんかについては、事業者のことだからそれは行政として立ち入ることはできないというふうなお話だったと思います。今回の制度改正の中にもヘルパーの処遇についても幾らか入っているように見受けられたわけですが、やはりヘルパーやケアマネジャー、介護に携わる方たちが本当に誇りを持ってそういう仕事に当たることができるように、やっぱりヘルパーの移動時間ですとか、会議への出席ですとか、介護にかかわる時間を勤務時間として入れてもらえるようなそういう制度にするよう、これは市長の方からも要望をさせていただきたいというふうに思います。

それから、これは2問でお尋ねしたいというふうに思ったわけですが、給食の問題で、私たちはこれまで雨宮正子さんの講演とか、藤島町のふれあい食センターの視察とか、いろいろなことを見たり聞いたりしながら、給食というのは一体どういうことなんだろう、子供たちにとって一番いい食というのはどういうことなんだろうということで勉強してきたわけですが、やっぱり給食というのは食事を食べさせるというようなことにとどまらずに、生産とか、流通、それから社会情勢、そして地域とのつながり、食文化、食に対するマナー、そういうことを小学校、中学校問わずに生きる力を身につける教育の一環だというふうにしみじみと感じてきたところですが、教育委員会はこの給食が教育の一環だというふうなことに対してどのような見解を持っておられるのかお尋ねをしたいと思います。

そして、今行政改革という名のもとで給食の民間委託なんかが進められているところが多くなってきております。給食なんかもその一つになるわけですが、建てかえとか、または新規に給食を実施するというようなところでは、民間の力を取り入れて、民間委託ということをやっているところが多くあるように見受けられますけれども、でも私たちがこの間ずっと学んできたところによりますと、民間委託というのは、最初は非常に安く業者が入札するけれども、だんだん委託費なんかも高くなっていくというようなことも聞いております。

直営でやっているところを見てみますと、先ほどの話にもありましたけれども、子供たちの食のアレルギーに対してなんかは、寒河江市の給食現場でも非常に気を遣って、食べられるもの、食べられないものというものをメニューを分けたり、そういう食べられないものについては代替物を出すとか、いろいろな取り組みをやっていると承ったんですけれども、自校調理とか、自校で直営でやっているところ、あるいはセンターでも直営でやっているところ、そういうところではアレルギーの除去食、それを個人的に、個人のアレルギーになるようなものを取り除いて同じような形に調理をして出すとか、そういう非常に気を遣った給食を提供しているわけですね。

藤島町にも、そういう個食用の給食の調理室がちゃんとできているんです。今のところ、それに対応しなければならぬ子供はいないということで、そこは使っていないようでしたけれども、いつでもそういうことができるような準備がされている。そして、また埼玉県草加市などでもそういう食アレルギーになる食材を取り除いて調理しているというようなことがあるわけですね。

そういうところで、直営というのは非常にすぐれた給食ができるものだなというふうに思っているところですが、また給食を通して地域とのつながりが強まっているというようなこととか、震災、災害なんかがあって炊き出しをするときには直営の施設を持っているところ、この前の阪神淡路大震災のときなんかでも自校直営の調理室を持っているところは、大いに炊き出しに役立ったというようなことを聞いているわけで

す。

ですから、私たちは直営の給食というのはすばらしいなというふうに思ってきたところですが、寒河江市の場合も柴橋小学校を除いては自校直営のすばらしい給食をつくっているわけですが、この自校直営の給食を維持することについて、どのようにお考えになっているかお尋ねをしたいと思います。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 給付と負担というような問題はこれは大きな問題だろうと、このように思っております。低所得者のことも社会保障全体というような問題からも十分議論して、これからも国においても考えてもらいたいものだなと、このように思っております。

佐竹敬一議長 教育長。

大谷昭男教育長 何点かありましたが、お答え申しあげたいと思います。

まず、先ほど御紹介いたしました給食における地場産物の利用状況であります。あの中のいわゆる地場産物と規定しているのは県産品と市町村産品、以上であります。

それから、この利用の目標値というふうに受け取らせてもらったんですけども、先ほど申しあげたように、学校給食の場合は量の確保、それからバラエティーの問題等々がございます。したがって、どれくらいの目標値というか、数字が111なのかということはちょっと今のところお答えすることはできませんし、今後の私たちの努力目標ということで考えねばならない時期が、ことがあるのかなというふうにも思ったりします。

第3点でしょうか、学校教育とのかかわりですけども、そもそも学校教育というのは学校という場の中で児童生徒の一人一人の人格の形成とか、それからそれぞれ社会人として巣立っていくときの資質の向上などを目指してなされるものだと思います。そして、それぞれ一定の目標を持った学習活動が意図的に、しかも計画的に実施されるいろんな学習活動によってその目標が達成されるもの、これが学校教育だろうというふうにとらえております。

家庭教育等のいわゆる学校と比べて意図的とも必ずしもいえませんし、計画的ともいえない。学校はやっぱりそういう意図的、計画的な学習活動の集積の上で目的が達成されるというふうを考えております。本市の給食にかかわっていきますと、先ほど委員長から説明がありましたように、実態はああいう実態で推移しているわけでありまして。繰り返しますが、したがって学校の教育活動の中で一定の目標のもとに計画に繰り込まれ、実施されている給食は学校教育の一環であるというふうに理解しています。

以上だというふうに理解しました。よろしくお願いします。（発言する者あり）

佐竹敬一議長 教育長。

大谷昭男教育長 すみません。失礼しました。

給食の、殊に学校給食の供給形態でしょうか、それについての質問が最後にございました。これについては、寒河江市の場合、今の供給体制及び供給形態で、良質でしかも安全な学校給食を提供することができていると、このように考えているところであります。以上です。

## 川越孝男議員の質問

佐竹敬一議長 通告番号12番について、17番川越孝男議員。

〔17番 川越孝男議員 登壇〕

川越孝男議員 私は、通告している課題について、市民の皆さんから寄せられた意見を踏まえ、提言を含め質問いたしますので、市長の誠意ある答弁を期待するものであります。

通告番号12、寒河江市振興計画について、第4次振興計画の到達見通しと第5次振興計画の策定方針についてお伺いいたします。

第4次振興計画は、平成8年度にスタートし、17年度が目標年度であります。1年を残すだけとなりました。同時に、平成18年度から向こう10年間の第5次振興計画策定の時期に入っているわけであります。この間の地方自治体をめぐる環境は、これまでになく大きく変化しているのであります。

一つは、地方分権一括法によって、これまでの国と地方の関係が上下主従の縦の関係から、支持協力の対等平等の横の関係に大転換されたことであります。二つには、情報公開法や個人情報保護法によって国民の知る権利が確立されました。また、行政手続法の整備がされるなどの改革によって、主権者である国民が国や地方自治体を問わず、政治や行政に参加する機会が飛躍的に拡大されたのであります。三つには、赤字公債の発行で財政の危機的状況が一層深化したこと。財政の再建に三位一体の改革でようやく本格的に着手されたものの、地方財政をめぐる環境は一段と厳しい状況が続くと予想されているのであります。

私は、21世紀は成熟した民主主義社会の到来であり、地方自治体にとっては住民自治の完成期になると思っています。しかし、現実の政治は日本歯科医師会からの1億円の献金問題や北海道を初め警察の裏金づくりなど、永田町の常識は国民の非常識、市役所の常識は市民の非常識などと言われる悲しい実態も現実の姿であります。その典型的な姿が、多数決が民主主義だというおごりや事実を掩ぺいする体質にあると思うのであります。

言うまでもないことですが、多数決は民主的な意思を決定する方法であって、民主主義で最も大切なのはその結論が導き出される過程であります。公平公正な立場で建設的な議論を保障し、少数意見も尊重されることであります。民主主義には社会正義が不可欠なのであります。この社会正義のないところには自浄作用が働かないと言われております。

本市においても、この間行政と市民の協働作業によって多くの成果を上げることができました。しかし、幾つかの課題や反省点もあるのではないかと思います。私は今後の市勢のさらなる発展を期する立場から幾つかの課題についてお伺いいたします。

一つは、地域間格差の問題であります。第4次振興計画では、1万3,500世帯、4万8,000人の目標が設定されています。本年7月31日の実績で見ますと、1万2,484世帯、4万4,244人で、目標に対して92.47%と92.18%と、それぞれ達成はしなかったものの、平成8年3月31日との比較では世帯数が1,374世帯、12.37%、人口では930人の2.15%、それぞれ増加しています。

しかし、旧町村別に見ると、世帯、人口ともにふえているのは、西根、柴橋、寒河江、南部の4地区で、世帯はふえたが人口が減っている地区は、高松、醍醐、三泉の3地区であります。世帯、人口ともに減っているのが白岩地区で、世帯数が31世帯、3.52%減で、人口は389名、10.72%の減となっています。これまで全市的な振興を図る立場から、すべての小学校の改築事業を実施し、住宅団地造成などの施策を展開しているものの、格差が拡大するなど、目的が十分に達成できない状況となっています。その要因及びその克服

策をどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

また、振興計画の年齢構成では15歳から64歳までの生産年齢人口が58.8%、14歳以下が16.7%、65歳以上が24.5%と推定されていたわけではありますが、現状はどうなっているのかもあわせてお聞かせをいただきたいと思います。

二つには、財政を悪化させている借金の増大についてであります。平成7年度決算と実施計画の16年度末を比較しますと、7年度決算では普通会計の起債残高は175億151万5,000円で、同年決算額対比で102.51となっております。同様に、16年度末の実施計画では252億8,150万円の起債残高が見込まれ、114億5,672万7,000円の増加となります。16年度普通会計予算総額との対比では176.11となり、この9年間で73.61ポイント上昇することになります。さらに、特別会計と企業会計を含めた起債残高は、7年度末の306億6,077万3,000円から16年度末には421億1,750万円見込まれ、年々増大しているのであります。

このほかに、隠れ借金となりやすい土地開発公社にかかわる問題もあります。3月には土地開発公社に対する市の債務保証額は37億円に引き下げられましたが、15年度決算書を見ますと、市が買い戻ししなければならない公有用地及び代行用地代が7億9,819万円余あります。その中には、チェリークア・パーク民活用地代としてホテル王将と湯坊いちらくに分譲し、契約解除された土地と最上川沿いののり面の用地代4億2,500万円弱が代行用地に含まれています。

ところが、そのほかに中国パール株式会社に分譲し、倒産により買い戻した土地代金5億2,226万円余が未払いとなっているのであります。当局は、市と開発公社の契約が20年の延納になっており、議会の議決も得ているので問題ないと言われております。しかし、中国パールとの契約が破談しているわけで、そのまま放置すべきではないと思います。

このように、土地開発公社から市が取得し、市が企業に処分する場合はもっと慎重にすべきであります。今回の契約解除や買い戻しは土地開発公社には何らの責任もなく、判断の甘さや誤りも含め、全面的に市の責任であります。なのに、市の対応は、寒河江市に所有権の登記も済んでいる土地を10カ月前にさかのぼって、議会の議決事項になかったことに変更して、土地開発公社に管理させていますが、このことは責任をあいまいにすると同時に、一般社会では通用しない詭弁であります。役所内だけの御都合主義との批判は免れないと思うのであります。

このことについてどのように受けとめ、今後どう対処されるのか、市長の考えをお伺いいたします。また、のり面の土地の活用や、どこに幾らでいつごろ処分される計画になっているのかもお示ししていただきたいのであります。

三つには、第4次振興計画の重要かつ主要プロジェクトであるチェリークア・パーク建設が、中核施設を担う予定であった中国パール株式会社の撤退や見通しの立たない現状についての問題であります。これから事業に参加する企業を探して、6万7,700平米の土地を処分し、新たに事業を展開しなければならないのであります。過去の過ちを繰り返さないためにも、再度質問いたします。

平成13年9月議会の一般質問において、中国パールへ土地の処分を議決した平成10年6月議会で、中国パールとの契約だけが契約保証金がなく、契約時に他社の契約金と同額の5%は土地代金として納めてもらうという内容だったことから、もし万一土地代金全額が納まる前に事業に参画できない事由が発生し、土地の買い戻しをすることになった場合は、契約保証金ではなく土地代金となっていることから返さなければならないのではないか。そうならば、他社の契約との不公平が生じるのではないかとただしたのに対し、当局は「中国パールの契約保証金を免除しても、買い戻した場合は契約保証金と同じ5%の違約金を払ってもらう

ので不公平とはならない」と答弁したのではないかとの問いに、市長は「議決をいただいた分譲契約書には買い戻した場合に違約金を徴するという条文はありませんので、契約内容にないことを答弁したということはありません」との答弁でありました。

そこで、再度お尋ねをいたします。平成10年6月議会で当局はどのように答弁されたのか明らかにしていただきたいのであります。契約内容は、さまざまな事態を想定し、寒河江市にとって不利益を生じさせないようにすべきなのであります。王将やいちらくの契約保証金は没収となり、寒河江市の帰属となりました。中国パールにだけ契約保証金を免除したことと、土地代金の5%しか受け取っていないのに中国パールへの所有権登記をしたことが誤りであったことはその後の結果を見れば明らかであります。このことについて市長はどのように総括されているのかお伺いいたします。

次に、第5次振興計画策定について伺います。

役所や役人主導ではなく、名実ともに行政と住民とが一体となってつくり上げるべきと思います。そのような観点から、進め方、スケジュール、計画の柱の3点についてお伺いいたします。

まず、進め方についてであります。住民の意向を把握する方法はどのように考えておられるのか。また、集約した意向をどういう方法で計画に反映させる考えなのかお伺いいたします。原案諮問ではなく、振興審議会の中で原案作成から取り組むことができないのか。できなければ、骨格づくりの段階でシンポジウムの開催や振興審議会内でのフリートーキングなどをぜひ実施していただきたいと思います。

市民は、行政が想像している以上に豊かな発想を持っているのであります。また、計画の変更が可能な段階での住民説明会の開催が必要だと思えます。さらに、条例を改正して振興審議会委員の一部を公募制にしてはどうかと思いますが、市長の御所見をお伺いいたします。そして、今後第5次振興計画の策定に向けたスケジュールはどのようになっているのか示していただきたいと思えます。三つは、寒河江市が直面する厳しい環境の中で第5次振興計画の柱を、どのように夢のあるものになりたいと考えておられるのか、市長の御所見をお伺いいたしまして第1問を終わります。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 何点が御質問がございました。

まず、第4次振興計画についてのお尋ねでございまして、地域格差の話でございましたが、先ほどもるる申し述べられましたけれども、北西部の人口と世帯数でございますが、市の町会別世帯人口調べによりまして、平成8年7月末とことしの7月末での比較でございますが、白岩が3,598人から3,241人となっております、したがって357人の減でございます、世帯数が878世帯から850世帯となっておって28世帯の減でございます。

高松地区が、3,787人から3,562人となって225人の減でございます、世帯数は、しかしながら840世帯から850世帯となって10世帯の増でございます。醍醐地区は1,532人から1,412人となりまして120人の減でございますが、また世帯数の方は逆に336から344となって8世帯ふえております。三泉もそうございまして、1,870人から1,812人となりまして58人の減でございますが、世帯数は468から509ということになりまして、41世帯の増ということになっておるわけでございます。

そういうことで、全市の地域振興というのを図らなくてはならないし、ここまでもやってきたわけでございますので、振興計画というのは10年間の市全体の発展を描いたものでございまして、各地域ごとについては述べておらないところでございます。しかし、事業実施に当たりましては、地域住民の声というものを3年間の実施計画の中に十分反映いたしまして事業を実施しているところでございまして、したがって、人口のみの判断から格差が生じていると考えておらないところでございます。

それから、年齢、人口の関係の御質問もございました。

第4次振興計画の目標年次の人口設定では、昭和35年から平成2年までの国勢調査というものをもとにし、最小二乗法という方法で算出したものでございます。第4次振興計画期間中に、高速交通網の充実や工業団地の拡張、潤いのある定住環境整備によりまして新たな発展可能性が見込まれるとして、4万8,000人というような数値を置いたわけございまして、これが振興計画の想定値だったわけでございます。

それで、平成8年と現在の人口と世帯数を申し上げますと、山形県の人口と世帯数というものを、毎年10月1日現在で取りまとめているものがあるわけでございます。その報告書によりまして、平成8年10月1日現在では人口4万2,971人で世帯数が1万1,107世帯となっております。これに対して平成15年10月1日では、人口が4万3,497人、世帯数が1万2,123となっております、着実に増加しているところでございます。

また、それぞれの人口構成での比較でございますけれども、ゼロ歳から14歳までの年少人口というものは、平成8年が7,371人、平成15年が6,553人で818人の減でございますが、15歳から64歳までの生産年齢人口におきましても、平成8年が2万6,823人、15年が2万6,524人で299人の減となっております。ただ、65歳以上の高齢人口というのは、平成8年が8,777人でございまして、15年が1万420人で1,643人の増となっております。また、世帯数は1万1,107世帯から1万2,123世帯となって1,016世帯の増となっております。県内の多くの自治体で人口が減少している中で、本市におきましては、順調に人口が増加しており、着実に市勢の発展を遂げてきたところと思っております。

次に、クア・パークの中国パールから戻された土地の問題についてでございますけれども、第4次振興計画の到達見通しについての視点からお聞きになったんだろうと思いますが、一連の開発公社についての御質問とはどうも結びつかないのではないかとお思いますけれども、せっかくでございますので答弁したいと思います。



います。

市と公社の関係について申しあげるならば、本市ほど、土地開発公社を上手に利用して事業を着実に進めているところはないと思っておるところでございます。中国パールから買い戻した土地を公社が管理するというところでございますけれども、平成13年8月13日より市が所有しているものでございまして、当然管理も市が行っているところでございまして、この土地の管理というものは公社では行っていないところでございますので、御承知おき願いたいと、このように思っております。

また、このクア・パークでのまだ立地されない土地もあるわけでございますけれども、この事業展開の過ちを認めなさいと、こういうような話もございましたけれども、現在いろいろ緑化フェア、あるいは花咲かフェアで使われておりますけれども、また企業が立地されるような努力を現在払っておるところでございますので、御理解をいただきたいものだなと、このように思います。

それから、クア・パークののり面の土地のお話がございました。

これは御案内かと思っておりますけれども、建物の建築が制限されている場所であるというようなことから、民間が購入した庭園の一部とするか、あるいは河川区域として国から買収していただくかなどにつきまして、これまでもお互いに検討してまいったところでございます。その結果、こののり面は河川区域となる土地であり、植栽等の制限もあり、また将来河川の中になる土地に庭園などを増築するということもいかなものかなと御指導もいただいたことから、現在は国から買い取りしていただくよう働きかけを行っているところでございます。国との協議が整えば、市が公社から取得いたしまして、その後市が国に譲渡するというようなことになるかと思っております。

次に、中国パールとの関係でございましての保証金の問題だろうと思っておりますが、何回もこれは出たわけでございますが、平成13年9月の定例会で一般質問の中で議員の質問にも答えておるわけでございます。

改めて申し上げますと、中国パールと締結した契約では、第15条で中国パールが分譲代金等の納入を完全に履行する前に契約が解除されたときには、分譲代金の5%相当額の違約金が発生すると規定しております。市が中国パールから土地の買い戻しを行うということは、契約の解除ではなく、契約第12条に基づく買い戻し権を履行したものでございます。したがって、第15条による契約の解除ではありませんので、違約金はあり得ないということでございます。

なお、担当の説明についても、以前にもお答え申し上げたとおりでございまして、契約条項にないことについては、説明する必要はないし、しないものと思っております。

次に、この第5次振興計画の面についてのお尋ねも何件かございました。

住民の意向というものをどうして把握するのか、集約するのかと、こういうことだろうと思っておりますが、この振興計画というのは言うまでもなく、寒河江市民のための将来の寒河江市像というものを策定するものでございます。当然、市民の意向というものを聞きながら計画の中に反映させてまいりたいと思っております。したがって、御案内かと思っておりますけれども、振興計画は基本構想の策定と、これに基づいた基本計画策定から成っているわけでございます。

この基本構想の策定に当たりましては、現在予定されておりますのは、まちづくり各層座談会を開催いたしまして、意見というものを聞きまして、これをまとめて、将来像というものを描いてまいりたいと考えております。それから、基本計画の策定に当たりましては、基本構想より具体化するものでございます。地区座談会というものを開催いたし、地区の皆さんから具体的な御意見というものを聞きながら、この基本計画の中に反映してまいりたいと、このように思っております。

それから、この振興計画の策定方法といいますが、白紙で臨んではどうかというような御意見のようでございますけれども、振興審議会につきましては、地方自治法第 138条の4 第3項の規定によりまして、設置されるところの附属機関でございます。

その趣旨というものは、執行機関の要請により、その行政執行のための必要な資料の提供など、行政執行の前提として必要な審議等を行うことを職務とする機関であり、執行権を有しないものと、こういうように規定されております。したがって、審議会とは諮問に応じてその問題について意見を述べ、論議して、その意見の答申を行うことを職務とする機関でございますので、原案を示して十分な審議を行っていただくことが最も妥当な進め方だろうと、このように思っております。

それから、その審議会の委員でございますけれども、公募というお話もございました。条例上、どうのこうのというような話もございましたけれども、御案内のように、審議会の委員につきましては、条例で市長が任命することとしておりまして、それで最もふさわしい方を任命したいと考えておりますので、公募するという考えは持っていないところでございます。

次に、スケジュールのお尋ねがございました。

7月1日に庁内での振興計画策定会議及び策定委員会の合同会議を開催し、着手しております。その後、第4次振興計画の進捗状況の把握、あるいは分析を行っているところでございます。そして、これからまちづくりの各層の座談会を開催する予定でございます。来年には、寒河江市振興審議会というものを開催いたしまして、基本構想を諮問いたしまして、答申は5月を予定し、6月には議会に提案してまいりたいと考えております。そして、その後、基本計画を策定するために各地区座談会を開催いたしまして、10月には基本計画の原案をまとめ、11月には振興審議会に諮問いたしまして、18年、再来年の2月には答申をいただき、議会の全員協議会に御報告申し上げ、そして18年3月議会に行政報告をしたいという考えでおります。

それから、第5次振興計画の策定方針といいますが、大筋のところについてのお尋ねもございましたが、地方新時代に向けたところの対応、それから元気なまち、元気の出る安定した生活、それから景観と芸術、歴史、文化の融合、市民との協働、健康と安心なまちづくりが考えられると思っております。以上でございます。

佐竹敬一議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 1問目の答弁をいただきましたので、2問目に入らせていただきたいと思います。

今回の議会でも、午前中も今自治体を取り巻く環境の厳しさについては、お話があったわけでありまして。私も、これから第5次振興計画をつくっていく。そして、政治や行政に対して国民の、あるいは住民の信頼を勝ち取り得なければ、どんな立派な計画をつくってもみんなのものにならないと、こういうふうに思っています。

したがって、そういう中でこれから日本は、あるいは寒河江はどういうふうになっていくのであろうというふう考えた場合に、やっぱり冷静に、謙虚に、財政のこともそうでありますけれども、もっといろんな観点で考えてみる必要があるというふうに思うんです。

それで、私は1問目でも情報公開の問題を申しあげました。もう以前は想像がつかなかったと思うんです。日本は非核三原則を国是として持っています。故人になりましたけれども、佐藤栄作元総理大臣はノーベル平和賞を受賞しました。非核三原則、つくらず、持たず、持ち込ませず。しかし、米国の公文書公開、これによって当時から日本の平和三原則を否定するような密約があったことはもう明らかになっているわけでありまして。もう時代はそういうふうになっていくんです。これからは、日本も寒河江もこういうふうな形で進んでいくんです。

また、今大変な中で民活という、民間の活力を導入すると、こういうことが言われています。私もこのことについては否定をしません。そして、日本の世界で冠たる自動車産業、日産は大変な経営危機から脱却をしました。合理化もやりましたけれども、ゴーン社長は合理化が日産をよみがえらせたのではないというふうに言っていますね。私もそういうふうに思います。というのは、当時は相手はだれと、トヨタに負けるな、トヨタ自動車に対相手だったそうです。トヨタに負けない経営合理化をしよう、車をつくる。しかし、それではだめなんだと。車に乗ってくれるお客さんはだれだ。お客さんに喜ばれる車をつくらなければならないという形で経営再建をしたそうでありまして。

自治体も全く同様だと私は思うんです。自治体の行政のサービス相手はだれなのかといえば、住民ですね。やっぱり、住民の立場に立った行政をしていかないと、だめだと思うんです。そういう中で、自動車産業、三菱自動車は会社に不都合なことを隠してきました。その結果が今日的な状況になっています。死亡事故も発生するような状況になりました。会社の信頼ももう大変な状況まで落ちています。こういうふうなことを我々市政に参画する者も、あるいは行政を担当する執行部の皆さんも、職員の皆さんも、冷静に受けとめる必要が私はあるというふうに思うんです。

そういう中で、第4次振興計画をやってきて、私は1問でも申しあげました。市民と行政と力を合わせて成果もいっぱいあります。しかし、反省点もあるのではないですか。佐藤市長は3日の日、次の選挙にも出馬するということを申されました。そうしたときに、やっぱり20年間市政を担当してきて、市民の協力でここまで来たけれども、寒河江で抱えている問題もこういう問題がある、これをこういうふうな形で改善をして、あるいは正してやっていきたいというお話が聞けるのではないかと、私は質問をしているんです。

オリンピックの選手、成績を上げるためには失敗、その失敗を科学的に分析をしながら、そして次にチャレンジをしていくわけですね。日本の北島選手は、もうアテネで泳いでいても日本で泳ぎ方を解析しているわけですね。それを向こうにまたすぐインターネットで送りながら、あるいは電話の回線で送りながら指示を出すと、こういう科学的に物事を、やっぱり反省点、問題点を明らかにしながらやっていくという姿勢

が、今求められているのではないかというふうに私は思うんです。そういう点について市長の見解をお聞かせをいただき、何にも問題ない、これまででいいというふうなことでは、私は残念ながら異論を呈さなければならぬと思うんです。

それで、人口についても、私はふえているということの評価していると。寒河江市では人口もふえている。しかし、格差が出ているのではないですか。それは、市長は人口の数だけで地域間格差というふうには言いませんというふうにおっしゃいました。しかし、幸生も田代も醍醐も高松も三泉も西根も全部小学校を建てているんです。生徒がどんどん少なくなって複式学級などというふうなことになっていけば、将来どうなるのかということをやっぱり考えてやっていかないと、私はそういうふうになってからではだめだというふうに思うから申しあげているんです。

そこが、だからといってすぐこういふふうによれば、その問題はすべて解決するなどというふうには私も思いません。しかし、そういう問題意識を持ちながら、第5次振興計画をつくるのと、人口など寒河江はふえているんだと。よその市では減っているのに寒河江はふえているんだ。だから、いいんだ。人口で格差あるなんていう判断はしないと。こういう物の見方、判断の仕方というのはいかがなものかということで、私は市長に、どうこうぎりぎり言うとか何かではなくて、客観的に見て、やっぱり必要なのではないかということをお申しあげているのであって、このことについての御見解などもお聞かせをいただきたいと思っております。

それから、第5次振興計画をつくる上で柱になるさまざまな事業分野といいますが、述べられました。しかし、私は、第5次振興計画をつくる上で、私が聞きたいのは打ち合わせの中でも申しあげたのは、財政的にも本当に大変になってきた。バブル期からもう佐藤市長は寒河江市の市長を担当しているわけですから、そういう時代ではもちろんいかなないと。もう軌道修正をしなければならぬんだというふうなことが、一つはあると思うんです。

そうしたときに、そういう中であって、これからの10年間の計画を立てるためには何を柱に、私は財政的にそういうふうなことであれば、人づくりだと。人づくりに、本気に、私であれば、私とその立場であればそういうふうなことをしていかなければならぬというふうに思うんです。

それから、行政のやらなければならない、忘れてはならない一つとしては、先ほどもありました佐藤陽子議員もおっしゃっていましたが、民間活力の導入はいいんです。しかし、民間の原理原則は利益追求、弱肉強食です、言いかえれば、これで市の行政すべてやった、それで民間活力いいわけでありませうけれども、民間活力でかばい切れない、民間の力でカバーし切れないことが出るわけでありませう。

それは、社会的弱者に配慮した政策を忘れてはならないということです。民間活力ではそこは救ってくれない。もちろん自助努力、共助、公助、自助努力を否定しているのではなくて、もちろんその上でなおかつ行政がやらなければならない柱というのはそこだと思っております。

それから、もう一つは、具体的にこういう財政状況になっているわけでありませうから、全体に切り捨てて帳じりを合わせると、こういうことではだめだというふうに思っています。そして、財政がこういう、もう国でいえば天文学的な数字になっているわけでありませうから、寒河江市においても具体的にこの財政再建をしていく。言うならば、起債借金を数値目標を定めながら、やはり減らしていくという、そして健全財政に結びつけると、こういうことも向こう10年間の計画の中では極めて必要なことだと私は思っています。

そして、最も重要なのが住民参加だと思います。住民参加の住民自治の確立だと思います。そういう意味では、寒河江市で今やっているグラウンドワーク、行政と住民と企業が一緒になって事業を進めるといふこの発想、このシステムは大変結構なことだと私は思うんです。しかし、事業ができ上がった後の単なる作業ではなくて、企画立案の段階から住民と一緒にやっていく。企業も住民も行政も一緒になってやって

いく。こういうシステムを制度化すべきだと思う。言うならば、自治基本条例です。

これは私どもの方では次のバッテリーである、内容的には内藤議員の方で提起をしましてまいりますが、今のグラウンドワーク、もちろん始まった段階ですので、まだまだ内容的に成熟などというふうにはもちろんいっていないわけでありまして、作業の部分だけにまだ終わっている。そして、また参加する人も本当の自発的な、個々の参加する方の自発的なものよりもそれぞれの団体での割り当てというふうになっているという、これも現実、これは現実という、これで終わりではなくて、これはもちろん高めていかなければならないわけでありまして、そういう実態にあるということも受けとめていただきたいのです。

これで100点満点だと言っていたら改善の余地はありません。したがって、私は参加している人たちからもそういうお話を聞いて、したがってぜひそういうシステムを寒河江の中に全体的につくり上げていくと、こういうことが極めて必要であるというふうに思います。そういう立場で、第5次振興計画にはそういう視点を盛り込んでいただきたいというふうに思いますが、市長の御見解をお聞かせをいただきたいと思いません。

それから、チェリークア・パークの関係でありますけれども、土地の中国パールへの譲渡をめぐる議会の議決と議会答弁の関係でありますけれども、先ほど市長からも前回と同じ答弁がありました。平成10年6月には契約書に書かれていないことを答弁するはずがないというふうに言われました。そのことはどういうことかといいますと、中国パールが満額出さない間に撤退しなければならなくなって、土地の買い戻しをしなければならぬというふうになった場合に、他の企業と格差があるのではないかという質問に対して、当時、平成10年6月議会では違約金をもらうので問題ないというふうに言ったと。しかし、きょうの答弁も契約書にそういうことが書かれていないからそんなことを言うはずがないというふうに言われました。

それでは、その時点でそういうふうに聞かれたとき、どういうふうに答弁されたんですか。実際、書かれていないから、今回なったと同じようなことを私が質問しましたので。そういうふうに、もしなった場合には、先ほども申しましたが、王将や湯坊いちらくの部分は5%の契約保証金が没収になりましたね、5%。

それが、中国パールには契約保証金がうたわれていないわけですから、もしそういう事態になった場合にはどうなるんですかというふうに聞いたんです。そうしたら、そのとききょうと同じような、いや、それは違約金も契約解除でないからもらえません。いただいている5%も土地代ですので、もしそういうふうになって買い戻しになった場合にそのお金も返します。こういうふうに答えたのだったらわかりますよ。そういうふうに言ったら、そのとき大騒ぎになる。そうではなくて、その5%相当額は違約金という条項で載っているんで、それでもらうから格差は生じないというふうに答弁しているんですよ。

ところが、新しい議員もいらっしゃるので申しあげますが、その総務委員会で議論した会議録が議会にならぬんです。紛失、そのときの分だけが。という状態になっているんですね。こういうふうなことというのは今は、先ほどもいろんな話をしました。もうそんなことをしていたら、市民の信頼というのはかち得ることはできないというふうに私は思うんです。本当にそのとき言った本人がわかると思いますので、どういうふうに答弁されたのか、改めてお聞かせをいただきたいと思いません。

以上で2問といたします。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 私の市政に対するところの何といひますか、態度というのか、姿勢について、姿についての御批判もございました。もっと謙虚になれと、こういうふうな話でございますけれども、私ほど謙虚になって誠実に誠心誠意やっている者はないのではないかなと私は思っております。私の……、（発言する者あり）聞いてください。

3日の日ですか、答弁もしましたけれども、市井に学ぶということをまず言っておりまして、これは私の就任当時からの基本的な姿勢でございまして、一般の市民、井戸端にいらっしゃるような市民と、そういう意味の市井、井戸でございますから、そういうことに学ぶという気持ちで取り組んできたところでございまして、誠心誠意取り組んできた、このように思っております。私は何も全然完全無欠な人間ではございませんから、それは反省もし、常に自省を加えながらここまで来たと思っております。これからやっぱり皆さんから御指摘を受ければ、あるいは市民からの話を受ければ、それは素直に私は聞く耳を持っています。それが私の市井に学ぶというところの姿勢なのかなと、このように思っております。

それから、過疎の問題、地域格差の問題に過疎の問題が出てきました。これは全国的に大変な対応というようなことがあろうかと思っておりますけれども、ですから、いろいろ国におきましては過疎対策というものを取り入れておるわけございまして、それを優遇措置というものも講じながらやっておるわけでございますけれども、にもかかわらず過疎は進んでおると、こういうことで、ですけれども、私としましては、そういう土地に合ったところの、あるいはそれにふさわしいところの事業というものを実施しながら、そこに住んでよかったというような気持ちになっていただくような施策というものを、事業を執行してきたと、このように思っております。

それから、民間の活力の話でございますけれども、非常に厳しい時代に、これは何も今さらくた言ってもなくて、時代になっておりますから。そうしますと、やっぱり公共サービスというものはこれは非常に厳しくなってくるということは、これは論をまたないことだろうと思っておりますけれども、何にしましても住民のための行政でございます、政治でございますから、やはり皆さんからちょうだいしたところの税というものをこれは還元して、そして公共サービスというものをさらに深めていく、高めていくということが必要なところなわけございまして、そういう意味での行財政改革というものは、これは進めてまいらなくてはならない。

そういう中での民間の活力、あるいは民間委託ということも当然これは考えなくてはならない。民間だってこれは一般の市民でございますから。お互いに立つところは立つ。民間にできることは民間にと。地方にできることは地方にというような今の構造改革の考え方でございますから。そういう意味におきましては、やっぱり住民にこれまでの厳しい中での公共サービスを発展し、あるいは維持提供していくということを考えるならば、やはり行財政改革の徹底ということは当然考えていかななくてはならないということございまして、それをこれまでの頭の考え方で発想の転換もなく進むということは、これからの時代にはふさわしくないだろうと、このように思っております。

そういう中で、これまでいろいろ寒河江市は夢のあるまちづくり、明るいところの美しいまちづくりということを進めてきたわけでございますから、事業もやりました。それに伴いまして起債の残もこれは当然あるわけでございますけれども、それはそれなりに寒河江の資産として、また寒河江の生活環境、あるいは住環境、都市整備というものにそれが生きているわけでございますから、それを十分に活用するということがこれからもさらに問われるといひますか、やらなくてはならない問題だなど、このように思っております。

それから、グラウンドワークに対する御批判がございました。企画立案の段階からしると。現在、企画立案からみんなやっております、はい。何かそれを行政が押しつけてさせているんだというような気持ちで、「割り当て」という言葉を使っておりますが、全くグラウンドワークをやってくれる市民の方に対して失礼千万な話だと思います。市民の気持ちを踏みにじるものだと私は思います。

これは、もっと議員も理解してもらって、市民のこういう盛り上がり、市民のよりよくしていこうという気持ち、そういうものをやっぱり買っていたかなくては、何が市民とともにやるというようなことが出てくるんですか。（発言する者あり）そういうことをもっとグラウンドワークについての御理解というものを考えてもらいたい、このように思います。

佐竹敬一議長 答弁中ですので静粛をお願いします。

佐藤誠六市長 それから、中国パールについての保証金の話がございましたけれども、これは契約書に基づいたとおりに答弁申し上げておるわけでございまして、それ以上あるいはそれ以下のものでは全然ありませんで、やっぱり文書に書いた契約書、それを説明するという、それしかないわけでございまして、これは前にも答弁したとおりでございまして、以上でございますかな。以上です。

佐竹敬一議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 市長も私が言っていることを、もう少しきちっと受けとめていただきたいと思います。

まず、第5次振興計画をつくる上で行財政改革を進める、このことについては、私も必要だと言っているわけです。そうする際の重要なポイントがあるのではないですかと。例えば、行政で忘れてならない、捨ててならないものの一つとして、幾ら財政的に大変であっても、民間では救済し切れない社会的弱者に対する配慮などというものは、もう財政が幾ら大変でも行政として忘れてはならないポイントになるのではないですかと。そのことについての見解をお聞かせをいただきたいというふうに申しあげている。答弁がありませんでした。このことについてもお聞かせをいただきたいと思います。

それから、グラウンドワークについて、グラウンドワークを否定していない。大変いいことだし、これを進めていくべきです。だから、そういう事業をこれはありとあらゆる部分で、福祉の関係でも、教育の関係でも、いろんな意味でそういうシステムを寒河江市で、今グラウンドワークと、いろんな公園をつくったりとか、環境の浄化、河川の清掃とか、いろんなものでしていますけれども、それを寒河江市の行政の全般に、すべてにそういうやり方を、そういうシステムを位置づけていくべきだということを私は申しあげているんです。一つの事業とか何かグラウンドワークとかというのではなくて、行政全体をそういうふうにしていこうと。

それが、先ほどから私が申しあげました、これはいろいろなところで使われている自治基本条例を寒河江市の住民、企業、行政のかかわりのものを制度化しよう。すべきではないかということをご提案している。そこまで発展させるべきなのではないかということをご申しあげているんです。そして、グラウンドワークもまだこれからもっともっと成長していくのだと思うということで申しあげているんですよ、私。ただ、今参加している人の中から、先ほど申しあげましたように、割り当てというふうに受けとめている人もいますよ。

したがって、みんながとか私は言っているのではなくて、グラウンドワークのやり方はいいと、先ほども申しあげている。しかし、そういうふうなことがあるとすれば、そういうことも聞きながらもっともって育てていけないということ、だめなのではないですかと。そして、グラウンドワークのさらにその延長に自治基本条例などをつくって、みんなでやる寒河江市のシステムを今回の第5次振興計画の中に位置づけていったらいかがでしょう。そういうことが今求められているのではないですかということをご申しあげたので、市長、誤解をしないように受けとめて御答弁をいただきたいと思います。

それから、中国パールの土地の関係については、平成10年の6月議会で私が聞いたのに、今市長が言ったようなことを言ったら、明らかに他の11社と差が生じるわけですから、差が生じるのではないですかということに対して、当局は差が生じないという理由で、先ほどから何回も言っていますが、答弁されているんです。市長が今言ったように、契約書どおりでしたら差が出てくるんです、明らかに。差が出てくる。不公平が生じるんです。ではないかという質問に対して不公平ではないと。それは、こういうふうなことだというふうな答弁がされているわけですから。これ以上言っても、もう何ともならないんだ。議会の会議録がもう紛失しているわけですから、やむを得ないというふうに思うんですが、そのことだけはきちっと申しあげておきます。

それから……、（発言する者あり）聞いてください。

それから、だんだん寒河江市の財政も大変になっていますけれども、さらに開発公社も今のような状態でいくと、なかなか大変だなというように思います。市が委託をしている仕事の部分も先ほど1問で申しあげたとおりです。

そのほかプロパー事業の部分についても、土地が残ったりしている。あるいは、評価損などもしなければな



らない状態なども出ているわけでありまして、今寒河江市の土地開発公社は大きい量の仕事をやっているから、それぞれのプロパー事業で宅地造成や何かをやっても、1区画、2区画だと残っていても、全体の分母が大きいわけでありまして、あらわれてこないんですけども、それがだんだん今のような状態でずっと進んでいくという大変になるというふうな心配もありますので、やっぱり市が委託をしている部分の土地、先行取得したものなどについては、やはり市で買い戻しをしていく時期をきちっと実施計画なりに位置づけをしながらやっていかないと、本当に大変な形になっていくというふうなことを申し上げたんです。そのことについての見解もございませんでした。ぜひお聞かせをいただきたいと思います。今のことについて再度お聞かせをいただいて、私の質問を終わりたいと思います。

佐竹敬一議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 まずは、社会的弱者に対する配慮と、こういうふうな話でございますけれども、私はこれまで福祉の面を通して、あるいはあらゆる面を通して、弱者というふうなものに対する配慮等は心がけてきたところでございます。

話はちょっと戻りますけれども、ここでも議論になりました1市2町の合併の協議書の問題でございますけれども、あのときにも福祉関係、その他のこともございますけれども、寒河江市の例によるということがかなりあったわけございまして、いわゆる寒河江市のやっていることが非常に水準が高いといいますが、サービスの濃いものを持っておりということで、寒河江市の例によるということが協議会の中でも御理解をいただいたと、このように思っているわけでございますが、そして合併後の新しい市におきましても福祉、保健、医療、あらゆる面を向上させていこうということが出てきたわけでございますけれども、それこれほどに寒河江市は非常に努力してきたというものが、寒河江市の例によるということにもあらわれているんだらうと、このように思っております。

それから、次にグラウンドワークでございますけれども、システム化、制度化すると、こういうような御提言でございますけれども、やっぱりグラウンドワークを制度化するとか、あるいは官製といいますが、行政サイドでこれをどうのこうのということはおかえて市民の盛り上がり、市民がまちづくりをするという考えから離れていくのではないかと。

逆に、これを制度化するとか、あるいは行政でこれこれを縛ると、条例とかで縛るといようなことは、かえて私はグラウンドワークの気持ちにはそぐわないのではないかなと、こう思っております。あくまでも、みんなでこのまちをつくっていこう。自分たちの地域は自分たちでつくり上げる案を練って、そしてみんなで協働してやると、こういうことの方が全くいわゆるまちづくりの地域の盛り上がり、市民の盛り上がりというものがかえて強く根づいていくのだらうと、こう思っております。あえてこれを制度化するとか、何とか条例とかかといようなことにかえて絞るのは、私はこういう趣旨のものではないのではないかなと、こう思っております。

それから、中パの契約書につきましてもいろいろお話がございましたけれども、これはやっぱり契約書のとおり説明するほかないわけございまして、そのとおりでございます。議会の議決を得て、こうして公になっているわけでございますから、それを説明するというに尽きるわけでございます。

それから、開発公社の話でございますけれども、かなり公社の方にも抱えておる土地があるのではないかと、いようなことでございますけれども、私はこういういわゆる塩漬けされた土地というもの、あるいは長期間遊休化している土地というものはほとんど私はないのではないかなと。これは国の方の通達といいますが、10年間を超えたようなものにつきましては、その次の年度中にこれを処理するといような通達が出ておるようでございますけれども、10年以上にわたって開発公社に保有させて、買い戻しをしていない土地というものは本市には1件もございません。

ただし、本年の10月21日ですか、10年を経過する用地というものは、これは1件ございます。ですけれども、現在はございません。ですから、これまで有効に土地は使ってきたなど、このように思っておるわけございまして、市が公社に依頼した土地で公社の経営を危なくするといような事態といものはないものでございますので、御心配のほどはなからうかなと、このように思っております。以上です。

平成16年9月第3回定例会

散 会 午後2時42分

佐竹敬一議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。  
大変御苦労さまでございました。